

---

---

# 土庄町地域福祉計画(第4期)

---

---

令和4年3月

土庄町



## ◆ はじめに ◆



近年、人口減少等による少子高齢化・核家族化が進行するとともに、価値観や生活様式の多様化等により、かつてのような家庭や近隣住民が互いに支え合って暮らしてきた地域社会の「つながり」が希薄化し、家庭や地域における孤立が問題視されています。

また子どもや高齢者等への虐待、ひとり暮らし高齢者の孤独死、災害時における避難が必要な方への避難計画など社会環境の変化に伴い、福祉ニーズや地域が抱える問題は多様化・複合化しております。加えて令和2年以降世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の兆しは見えていませんが、感染拡大防止のため外出自粛や人との接触を減らすことを求められ、土庄町においても日常生活、経済活動のみならず地域福祉活動にも大きな影響を与えています。これからの地域福祉の推進のうえでも避けては通れない問題となっており、一人ひとりが感染症対策を徹底しながら地域共生社会の実現に向けて一步一步前に進むしかありません。

土庄町では平成19年度に第1期土庄町地域福祉計画を策定し、5年ごとに計画を更新してまいりました。今回はこれまでの基本理念・方向性を継承しつつ第4期土庄町地域福祉計画を策定いたしました。

本計画では、「支え合い、助け合いの心を育み、みんなで創る やすらぎとぬくもりあふれるまち とのしょう」を基本理念に掲げ、住民がお互いに支え合い、誰もが安心して暮らせるとともに健康で長生きする社会の実現に向けて、関係各者が一体となって計画を推進していきたいと考えておりますので、町民皆様方には一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画策定にあたり貴重なご意見とご提言を頂きました土庄町地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、地域福祉に関するアンケート調査にご協力いただいた町民の皆様には心から感謝申し上げます。

令和4年3月

土庄町長 岡野 能之

# 目 次

<b>第 1 章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 “地域福祉”とは.....	4
5 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の位置づけ.....	5
6 地域福祉を取り巻く法、制度等の動向.....	6
<b>第 2 章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>11</b>
1 人口の推移.....	11
2 地域の福祉関連の状況.....	14
3 地域の福祉資源.....	18
4 アンケート調査結果.....	22
<b>第 3 章 計画の基本理念と方向性</b> .....	<b>39</b>
1 基本理念.....	39
2 方向性.....	39
3 施策体系.....	40
<b>第 4 章 施策の展開</b> .....	<b>41</b>
方向性 1 地域福祉推進のための人づくり .....	41
1 地域福祉の意識の醸成.....	41
2 交流活動の促進.....	44
3 地域福祉の担い手づくり .....	48
方向性 2 地域福祉推進のための絆づくり .....	54
1 情報提供・相談支援の充実.....	54
2 見守り・支え合いの仕組みづくり.....	59
3 福祉サービスを必要とする人の人権の確保.....	62
4 地域の多様な生活課題への対応 .....	65
方向性 3 地域福祉推進のための場づくり .....	70
1 各種福祉サービスの充実.....	70
2 地域の防災・防犯力の向上.....	75
3 ユニバーサルデザインのまちづくり .....	79
<b>第 5 章 数値目標</b> .....	<b>81</b>

<b>第6章</b>	<b>計画の推進</b>	<b>83</b>
1	地域ネットワークの強化	83
2	町社会福祉協議会との連携強化	83
3	福祉人材の育成・確保	83
4	庁内体制の整備	83
5	計画の実施状況の評価	83
<b>第7章</b>	<b>資料編</b>	<b>84</b>
1	土庄町地域福祉計画策定委員会 委員名簿	84
2	土庄町地域福祉計画（第4期）策定の経過	85



# 第1章 計画策定にあたって

## 1

### 計画策定の背景

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士、近所の助け合いなど、地域・家庭・職場など人々の生活のあらゆる場面で、自然に支え合いの機能が存在していました。しかし、少子・高齢化の進行とともに、人口が減少し、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。このように暮らしにおける人と人とのつながりが脆弱化する中、改めてこの人と人のつながりを再構築し、人々がさまざまな困難に直面したときに、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような地域社会としていくことが求められています。

また、対象者別・機能別に整備されてきた公的支援についても、近年、少子・高齢化、単身世帯の増加、社会的孤立など、さまざまな分野の課題が絡み合っただ複雑化、複合化している状況がみられます。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

本町では、平成 18 年度に「土庄町地域福祉計画」、平成 23 年度に「土庄町地域福祉計画（第 2 期）」、平成 28 年度に「土庄町地域福祉計画（第 3 期）」を策定し、基本理念である「やすらぎとぬくもりのある地域社会へ」の実現に向けて、公的な福祉サービスを整備し充実させるとともに、町民・地域・行政が協働して地域福祉の推進に努めてきました。

「土庄町地域福祉計画（第 3 期）」は、令和 3 年度が計画期間の最終年度となることから、これまでの本町のさまざまな状況を勘案し、令和 4 年度から目標年度を令和 8 年度とする 5 か年を計画期間とした「土庄町地域福祉計画（第 4 期）」を策定するものです。

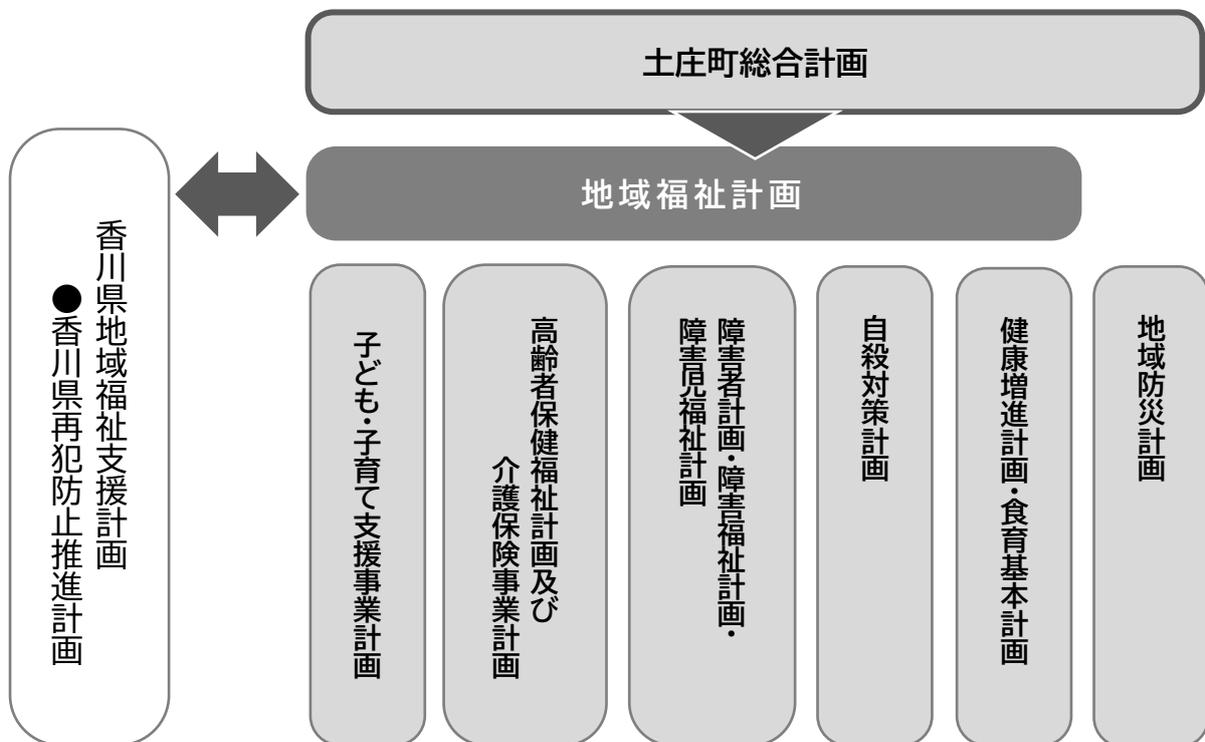
## 2

## 計画の位置づけ

本計画は、第6次土庄町総合計画の基本構想・基本計画に即し、社会福祉法第107条に規定された地域福祉の推進に関する事項を定めるものです。

また、「土庄町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「土庄町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「土庄町子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との関係については、それぞれの個別計画に明記された地域福祉に関する事項を包含するとともに、自助・互助・共助・公助のバランスと連携のあり方を勘案し、地域福祉の共通理念を示す総合的な計画とします。

### 【計画の位置づけ】



## 3

## 計画期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、5年後に見直しを行います。

また、計画期間中であっても、さまざまな状況の変化に応じて必要な見直しを行う場合があります。

	H30	H31 R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	第6次【H25～R4】					第7次【R5～R14】			
地域福祉計画	第3期【H29～R3】				第4期【R4～R8】				
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	第7期【H30～R2】			第8期【R3～R5】			第9期【R6～R8】		
障害者計画	第3期【H30～R5】						第4期【R6～R11】		
障害福祉計画	第5期【H30～R2】			第6期【R3～R5】			第7期【R6～R8】		
障害児福祉計画	第1期【H30～R2】			第2期【R3～R5】			第3期【R6～R8】		
子ども・子育て支援事業計画	第1期【H27～R元】		第2期【R2～R6】					第3期【R7～R11】	
自殺対策計画		第1期【H31～R4】				第2期【R5～R8】			
健康増進計画 (食育基本計画)	第2期【H25～R4】					第3期【R5～R14】			

※令和5年度以降の各計画の策定は予定です。

### (1) 「地域」とは

地域福祉を進めていく上での「地域」のとらえ方は、地域の課題や取組の大きさにより、その時々で異なります。

町全体で取り組むこと、町内各地区で取り組むこと、町民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、地域を重層的にとらえ、それぞれのエリアにおいて、効果的な活動を図ることが重要です。

### (2) 「福祉」とは

「福祉 (Welfare)」とは、幸福 (しあわせ) のことです。また、生活をしていく上で何らかの支援を必要とする特定の人にサービスなどを提供し、誰もが安全に安心して暮らせる“幸福 (しあわせ) な生活”を維持していくことが、「社会福祉 (social-welfare)」という考え方です。

### (3) 「地域福祉」とは

「社会福祉」は支援を必要とする特定の人に向けた福祉の考え方ですが、「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、“地域に住む誰もが”、“地域で”、その人らしい生活を送れるよう、町民、ボランティア、NPO、事業者、町、社会福祉協議会などが協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

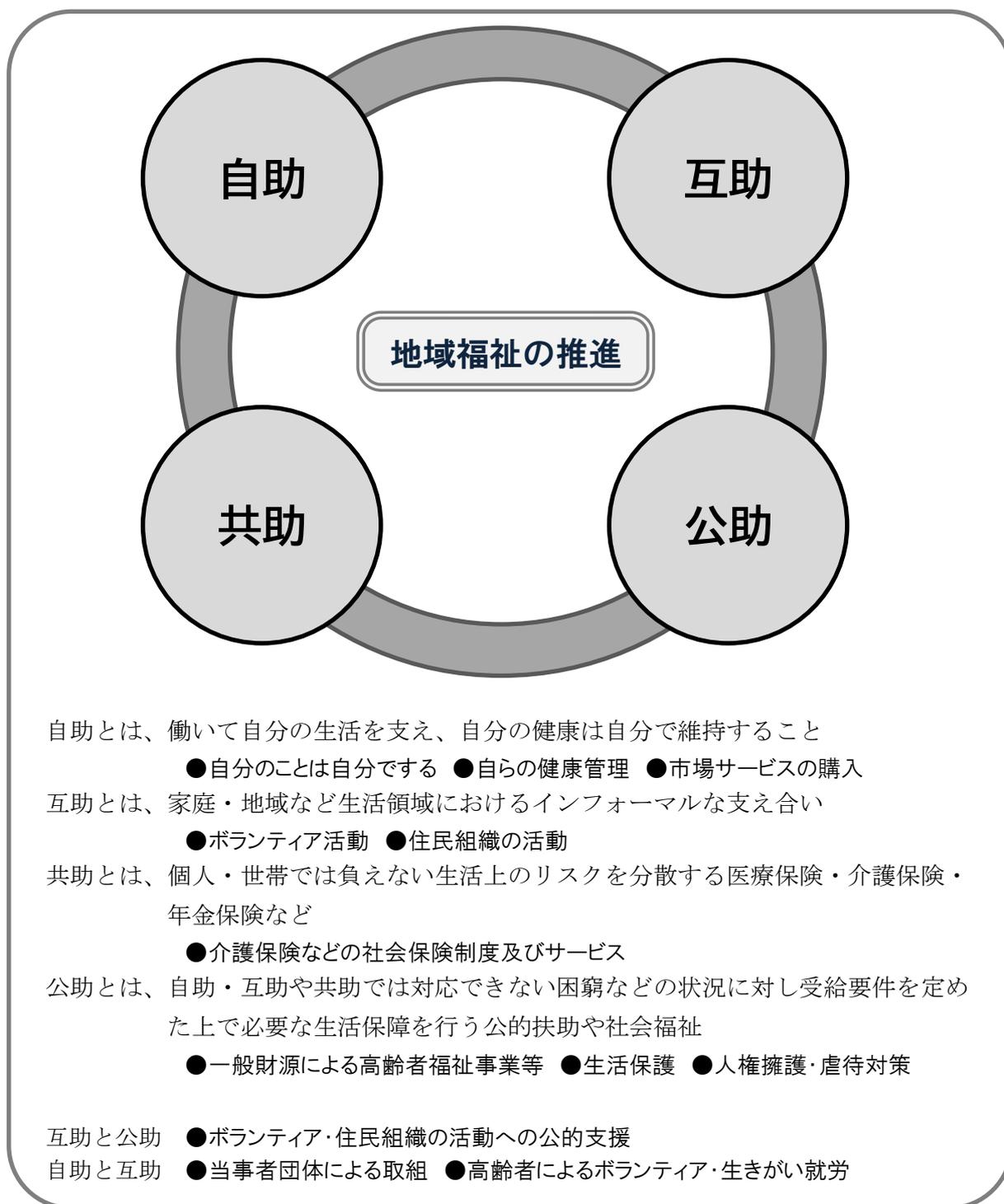
「暮らしやすい地域づくり」を進めるためには、日頃から日常生活の身の回りで発生する問題を解決していかなければなりません。

このとき、まずは個人や家族が解決し (自助)、個人や家族で解決できない問題は町民同士で解決し (互助)、町民同士で解決できない問題は、社会保険制度などの利用 (共助) や行政が解決する (公助) という、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」という考え方が重要となってきます。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、地域で暮らすみんなが“助け合い”“協力する”この「自助」・「互助」・「共助」・「公助」を踏まえた“地域の助け合いによる福祉”が「地域福祉」の考え方です。

“地域の助け合いによる福祉”（地域福祉）を実現するためには、地域全体での取組が重要です。そのため、【自助】（町民）・【互助】（地域）・【共助】（社会）・【公助】（行政）がそれぞれの役割を果たし、互いに補い合い、連携し合っていく必要があります。

### 【自助・互助・共助・公助の関係】



### (1) 社会福祉法の改正

「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画で、社会福祉法第107条の規定に基づき、町が策定し、福祉に関する部門別計画（子育て、高齢者、障がい者等に関する部門別計画）に関する『共通軸に関する施策』を体系化する福祉分野の上位計画に位置づけられます。

#### 【改正社会福祉法（平成30年4月施行）】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときには、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2) 地域共生社会

これまでの「福祉」は、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉など、その対象者ごとに展開することにより、サービスの効率的な提供を図ってきましたが、現状においては、少子・高齢化、単身世帯の増加、社会的孤立など、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化、複合化しています。そこで、各種個別計画の関係性の整理を行い、総合的な地域福祉の推進に向けた施策体系を構築していくことが必要です。

### 【さまざまな課題や問題が複合化するケースの増加】

介護・育児の両立  
ダブルケア

障がいを持った  
子どもとその親の  
高齢化

80歳代の親と  
引きこもりの  
50歳代の世帯

生活に困窮する  
人・世帯の自立

### 【地域共生社会】

#### ■地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと

(平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

#### ■地域共生社会の実現に向けて

##### ◆転換事項

- ①公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換
  - ・個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
  - ・人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援
- ②『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換
  - ・住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
  - ・地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

##### ◆強化事項

- ①「地域課題の解決力の強化」
- ②「地域を基盤とする包括的支援の強化」
- ③「地域丸ごとのつながりの強化」
- ④「専門人材の機能強化・最大活用」

### (3) 成年後見制度

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条において、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定が努力義務化されています。

すべての町民が、その年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心した生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育等、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した継続的、体系的な支援を受けられる体制の整備が求められています。

町民が自分の意思に基づいて安心した生活を続けていくためにも、本計画の策定によって成年後見制度の利用を促進していくことが重要です。

#### 【第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要】

##### 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- (2) 尊厳のある本人らしい生活を維持できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- (3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項(最終とりまとめ)」

(2021 年(令和 3 年 12 月)より抜粋)

#### 【香川県地域福祉支援計画における権利擁護の推進】

##### 重点課題 1 ともに支え合う地域づくり

##### (3) 思いやり・支え合いのあるまちづくりの推進

##### ④ 権利擁護体制の充実

- 成年後見制度の普及啓発、市民後見人などの人材育成と体制整備の支援
- ・ 高齢化の進展に伴い、認知症等により判断能力が不十分となった方の権利を守るために、必要性が高まっている成年後見制度に関する普及啓発を行います。
- ・ 成年後見を担う人材の育成と支援体制の強化を図るため、市町が行う市民後見人の養成や市町社会福祉協議会の行う法人後見等の体制整備を支援します。
- ・ 相談窓口である市町及び家庭裁判所等関係機関と連携して成年後見制度の利用を促進します。

資料：「香川県地域福祉支援計画」

## (4) 重層的支援体制整備事業

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、第106条の4により市町村においては、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を重層的支援体制整備事業として行うことができることになりました。

本町においては、「誰もがいつでも気軽に集まることができる場・空間の創出」や「相談体制の充実」等本事業に関連する事業を実施してきましたが、引き続き本事業の推進について検討していきます。

### 【重層的支援体制整備事業の概要】



相談支援	<p>■本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援</p> <p>①属性にかかわらず、地域のさまざまな相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能</p> <p>②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能</p> <p>③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能</p>
参加支援	<p>■本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援</p> <p>■狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。</p>
地域づくりに向けた支援	<p>■地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援</p> <p>①住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援</p> <p>②ケアし、支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能</p>

出典：厚生労働省

## (5) 再犯防止等施策

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、安定した仕事や住居がない、薬物等の依存症など、立ち直りに多くの困難を抱える人が存在します。こうした困難を抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、国民が犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、地域で孤立することがないように、円滑な社会復帰を支援していくことが課題となっています。

国では、2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行しました。同法第8条においては、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされていることから、香川県では犯罪をした者等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、国や県、民間団体が連携して支援を行うため、令和2年度に「香川県再犯防止推進計画」を策定しました。

本町においても、国の再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針を踏まえつつ、県計画も勘案し、町の実情に応じた再犯防止施策の推進に取り組みます。

### 【国の再犯防止推進計画 5つの基本方針】

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証、調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

出典：再犯防止推進計画 概要版

### 【香川県再犯防止推進計画 6つの基本方針】

国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）に設定されている5つの基本方針を踏まえて、本県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、次の重点課題に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- 6 国・市町・民間団体との連携強化

出典：「香川県再犯防止推進計画」

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1

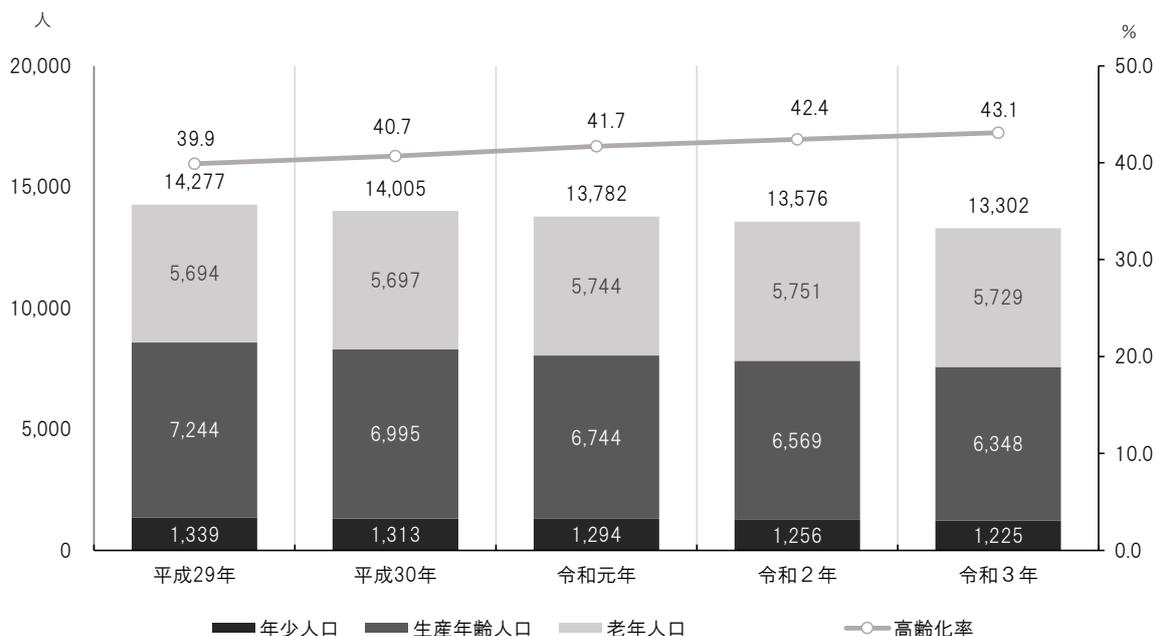
### 人口の推移

#### (1) 年齢三区分別人口と高齢化率

本町の人口は年々減少しており、令和3年10月1日現在、13,302人となっています。年齢三区分別でみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向となっている一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっていました。令和3年は、前年を下回っています。また、高齢化率は年々増加し、令和3年は43.1%となっています。

なお、外国人人口は、毎年90人前後で推移しています。

【年齢三区分別人口と高齢化率の推移】



	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
総人口	14,277	14,005	13,782	13,576	13,302
年少人口 (0～14 歳)	1,339	1,313	1,294	1,256	1,225
生産年齢人口 (15～64 歳)	7,244	6,995	6,744	6,569	6,348
老年人口 (65 歳以上)	5,694	5,697	5,744	5,751	5,729
年少人口	9.4%	9.4%	9.4%	9.3%	9.2%
生産年齢人口	50.7%	49.9%	48.9%	48.4%	47.7%
老年人口	39.9%	40.7%	41.7%	42.4%	43.1%

出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

### 【外国人人口の推移】

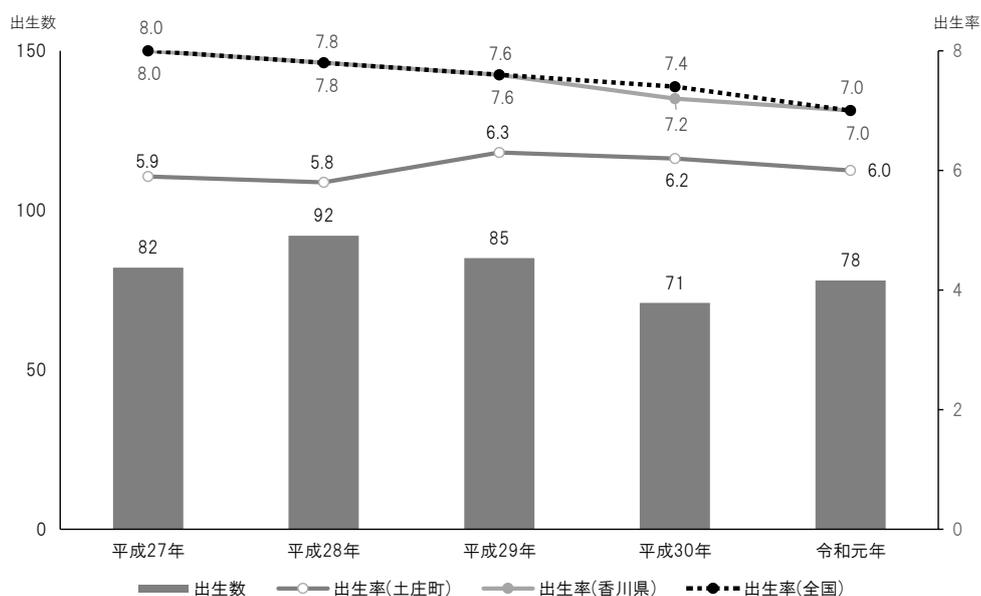
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
件数	83	88	86	91	89

出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

## （2）出生

出生数は、減少傾向で平成 30 年は 71 人となりましたが、令和元年は 78 人と前年の 71 人を上回りました。しかし、令和 2 年は再び 60 人と減少に転じています。毎年、死亡数が出生数を大きく上回っていることから、自然動態は減少しています。また、社会動態も毎年、転出数が転入数を上回っていることから、減少し続けています。

### 【出生数及び出生率（人口千対）の推移】



出典：人口動態統計

【人口動態の推移】

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
自然動態	自然増減	▲125	▲159	▲186	▲128	▲161
	出生数	92	85	71	78	60
	死亡数	217	244	257	206	221
社会動態	社会増減	▲55	▲101	▲67	▲95	▲61
	転入数	414	395	388	377	371
	転出数	469	496	455	472	432

出典：香川県人口移動調査

## 2

## 地域の福祉関連の状況

## (1) 要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は増加傾向となっていました。令和3年9月末日現在1,243人と前年を下回っています。

介護度別では、要支援、要介護とも増減を繰り返していますが、令和3年は要支援1を除くすべての要支援、要介護度において前年を下回っています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
要支援1	125	109	104	133	137
要支援2	180	211	204	201	195
要介護1	199	207	204	223	215
要介護2	225	222	230	229	225
要介護3	214	216	240	218	216
要介護4	144	141	147	160	159
要介護5	107	103	105	119	96
合計	1,194	1,209	1,234	1,283	1,243

出典：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

## (2) 高齢者世帯

高齢者の単身世帯は、令和2年までは900世帯台で推移していましたが、令和3年に1,000世帯を超え、1,022世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯は、令和2年に1,000世帯を超え、令和3年は1,023世帯となっています。

【高齢者世帯の推移】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
単身世帯	971	936	978	975	1,022
高齢夫婦世帯	987	999	995	1,004	1,023

出典：社会福祉協議会

### (3) 老人クラブ

老人クラブ数は、近年減少しており、令和3年は35団体となっています。また、会員数も、老人クラブ数の減少に伴い減少しており、令和3年では1,649人となっています。

【老人クラブ数、会員数の推移】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
老人クラブ数	40	40	38	38	35
会員数	2,041	1,956	1,838	1,837	1,649

出典：社会福祉協議会

### (4) 避難行動要支援者名簿登録者数

避難行動要支援者名簿登録者数は、年々減少しており、令和3年現在225人となっています。

【避難行動要支援者名簿登録者数の推移】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
登録者数	289	274	264	240	225

出典：健康福祉課

### (5) 障がい者

障がい者手帳別では、増減を繰り返していますが、障がい者数合計では近年増加傾向となっており、令和2年度は1,114人となっています。

【障がい者手帳所持数の推移】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障がい者	847	813	838	840
知的障がい者	205	188	191	190
精神障がい者	75	80	74	84
合計	1,127	1,081	1,103	1,114

出典：健康福祉課（各年3月末日現在）

## (6) 生活保護

生活保護の被保護世帯数・被保護人員数はともに減少傾向が続いており、令和2年度は73世帯、87人となっています。

【生活保護世帯等の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被保護世帯数	88	84	76	76	73
被保護人員数	108	103	93	92	87

出典：健康福祉課（各年3月末日現在）

## (7) ひとり親家庭

ひとり親家庭数は、年々増加傾向で、令和3年4月1日現在、92世帯となっています。

【ひとり親家庭の推移】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
ひとり親家庭世帯数	77	79	83	90	92

出典：健康福祉課（各年4月1日現在）

## (8) 福祉等に関する相談の状況

地域包括支援センターにおける総合相談支援件数は増減を繰り返しており、令和2年度は1,779件と前年度を上回っています。そのうち高齢者虐待の相談件数は、各年度とも6件以下、成年後見制度については、10件前後となっています。児童虐待に関する相談については、各年度によって違いがみられますが、近年では令和元年度が42件と多くなっています。また、民生委員、児童委員への相談件数は、平成30年度の5,991件をピークに減少傾向となっており、令和2年度では4,934件となっています。

【地域包括支援センターにおける相談件数の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総合相談支援	1,766	1,297	1,864	1,563	1,779
高齢者虐待	4	6	6	2	3
成年後見制度	—	9	14	12	7

出典：健康福祉課（各年3月末日現在）

**【児童虐待に関する相談件数の推移】**

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件数	11	25	11	42	25

出典：健康福祉課（各年 3 月末日現在）

**【民生委員、児童委員への相談件数の推移】**

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件数	5,409	5,715	5,991	5,730	4,934

出典：健康福祉課（各年 3 月末日現在）

## (1) 子育て支援

## ① 児童館

健全な遊戯施設を備えた児童施設として、より良い環境の中で児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、児童が余暇を利用して、集団遊び、ゲーム遊び、読書などを通して健全な心身を育む場所です。

## 町内の児童館

町内の児童館	淵崎児童館、北浦児童館、大部児童館、豊島児童館
--------	-------------------------

## ② こども園・保育所(園)

乳幼児から小学校入学までの未就学児に対する支援として、町内には5か所のこども園、2か所の保育所(園)、1か所の認可外保育所があります。従来の保育所と幼稚園の機能を集約したこども園では、保護者の就労又は病気などのため、家庭において十分保育することができない児童を保護者に代わって保育する子育て支援の施設として保育・教育を行っています。企業主導型認可外保育所は、主に事業所職員用の保育所です。

なお、土庄保育園では生後3か月からの乳児保育、及び一時預かり保育も実施しています。

公立認定こども園	土庄こども園、四海こども園、北浦こども園、大鐸こども園、大部こども園
私立保育所(園)	土庄保育園、瞳保育所
企業主導型認可外保育所	きよみ保育園

## ③ 子育て支援室

土庄こども園内にある子育て支援室では、地域における子育ての支援基盤の形成のため、子育てに関するさまざまな悩みの相談などを行うとともに、こども園等に子どもを預けていない保護者の情報交換の場となっています。

## ④ 放課後子ども教室

放課後の小学生の居場所づくりとして、土庄教室、淵崎教室、四海教室、大鐸教室の4か所において学習機会の拡充を通じた健全育成を行っています。

## ⑤ 放課後児童クラブ

土庄町放課後児童クラブは、保護者の共働き等により昼間家庭で子どもを養育できない小学生の放課後及び長期休暇中の居場所づくりとして、学習の場を提供し、子どもの健全な支援を行っています。

## (2) 学校教育

町内の各学校においては、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図るとともに、子どもたちの能力・適性、興味・関心に応じた特色ある教育課程の編成に努め、一人ひとりの個性の伸張を図っています。

小学校	土庄小学校、豊島小学校
中学校	土庄中学校、豊島中学校

## (3) 図書館

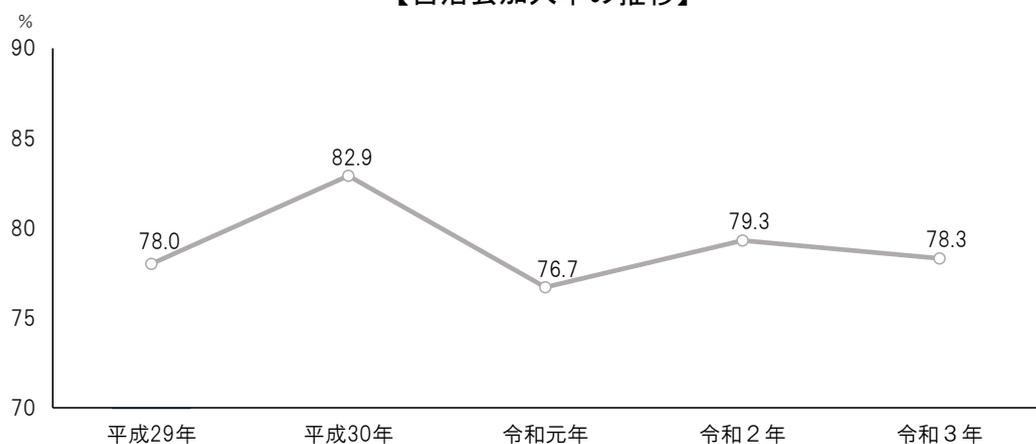
土庄町立中央図書館において図書の閲覧又は貸し出しを行っているほか、町内各公民館及び配本所に巡回文庫を設置しています。

## (4) 自治会組織

町内には 54 の自治会が組織されており、自治会加入率は約 8 割です。地域の互助として大きな役割を担う、最もつながりの深い組織です。

土庄地区 (25 自治会)	永代橋、新町、本町一丁目、寺東、東之町、王子前、保土喜崎、廻り池、東港、土山、親交、新橋、日進、西中、昭和、本町二丁目、天神、西本町、吉ヶ浦、大木戸、港新町、鹿島、柳、千軒、小瀬
淵崎地区 (8 自治会)	淵崎、赤穂屋、川西、要鉄、大谷、平木、北山、上庄
大鐸地区 (4 自治会)	肥土山、黒岩、小馬越、笠滝
北浦地区 (4 自治会)	馬越、屋形崎、見目、小海
四海地区 (4 自治会)	伊喜末、小江、長浜、滝宮
豊島地区 (3 自治会)	家浦、唐櫃、甲生
大部地区 (6 自治会)	琴塚、田井、上野、向町、小部、灘山

【自治会加入率の推移】



出典：総務課

## (5) 高齢者福祉

### ① 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護サービスをはじめ、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供されることが必要となります。また福祉分野のみならず、保健・医療・介護などあらゆる分野における地域に関係する団体や機関が一体となって連携・協働し、地域におけるネットワークを構築していくことが重要です。こうした高齢者の暮らしを支える役割を果たす機関として地域包括支援センターを直営で設置しています。

### ② 介護保険の事業所

訪問介護	土庄町ホームヘルパーステーション オリーブケアセンター 小豆島ヘルパーステーション フレトピア 小豆島老人ホーム 訪問介護事業所
訪問入浴介護	土庄町訪問入浴サービスセンター
訪問看護	訪問看護ステーション 一会
通所介護	小豆島老人ホーム デイサービスセンター ふれあいとのしょう デイサービスセンター 北のおひさま 老人デイサービスセンター あづき デイサービス はまひるがお
短期入所生活介護	小豆島老人ホーム 特別養護老人ホーム 豊島ナオミ荘 特別養護老人ホーム あづき
居宅介護支援	土庄町居宅支援サービス やすらぎ 小豆島老人ホーム 居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所 ひだまりの里 居宅介護支援センター オリーブ
介護老人福祉施設	小豆島老人ホーム 特別養護老人ホーム 豊島ナオミ荘 特別養護老人ホーム あづき
地域密着型通所介護	デイサービス みやび 豊島ナオミ荘 デイサービスセンター 機能訓練型デイサービス くらふと フィジカルデイサービス Re:Move
小規模多機能型居宅介護	はまひるがお北浦 はまひるがお四海 はまひるがお大部
看護小規模多機能型 居宅介護	はまひるがお土庄
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 北のおひさま
地域密着型 特定施設入居者生活介護	介護付き有料老人ホーム はまひるがお

### ③ その他の高齢者施設

養護老人ホーム	小豆島老人ホーム 養護老人ホーム
ケアハウス	ケアハウス オリーブ

## (6) 障がい者福祉

◆ 町内には、障がい者の一般就労に向けての訓練を行うサービス、日中もしくは夜間の食事や入浴の支援を行うサービスや、障がい児に対して日常生活における基本的な動作指導などを提供する事業所があります。

みくに成人寮	生活介護・施設入所支援・短期入所
ひまわりの家	生活介護・就労継続支援B型
特別養護老人ホーム あづき 小豆島老人ホーム 特別養護老人ホーム	短期入所
すくすく教室	障害児通所支援

## (7) 人権啓発社会福祉施設

◆ 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターである隣保館では、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っています。

隣保館	富丘文化センター
-----	----------

## (8) その他

◆ 町社会福祉協議会、保健センターが各1か所設置されています。

その他の町内の団体として、町老人クラブ連合会、町シルバー人材センター、町婦人会、町民生委員・児童委員協議会や、各種のボランティア団体等が活動しています。

また、定期バス路線のない地域において通院などの交通の便を確保するため、福祉バスを運行しています。

## 4

# アンケート調査結果

計画策定にあたり、町民の地域福祉に関する考えや地域活動への参加状況、福祉に関するニーズなどを把握するためアンケート調査を実施しました。

### (1) アンケート調査

配布数： 15歳以上の町民の中から無作為抽出を行った1,000件

調査期間： 令和3年9月30日～令和3年10月18日

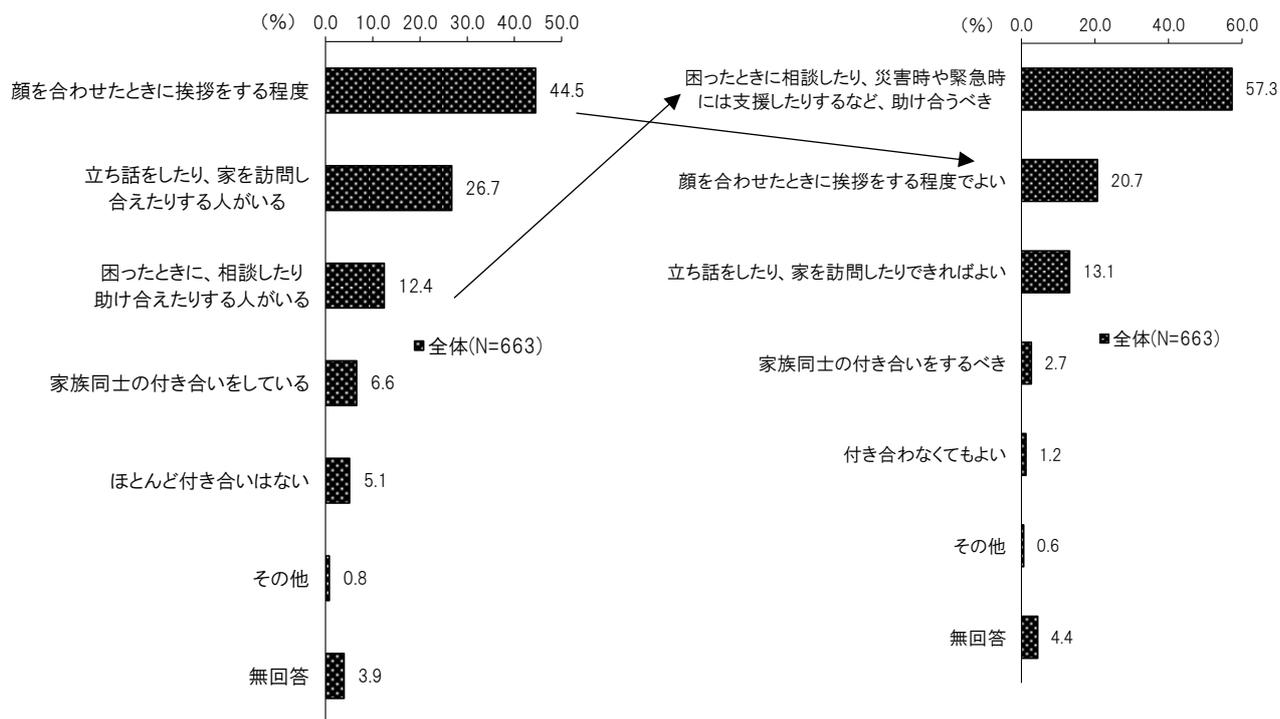
回収数： 663件

回収率： 66.3%

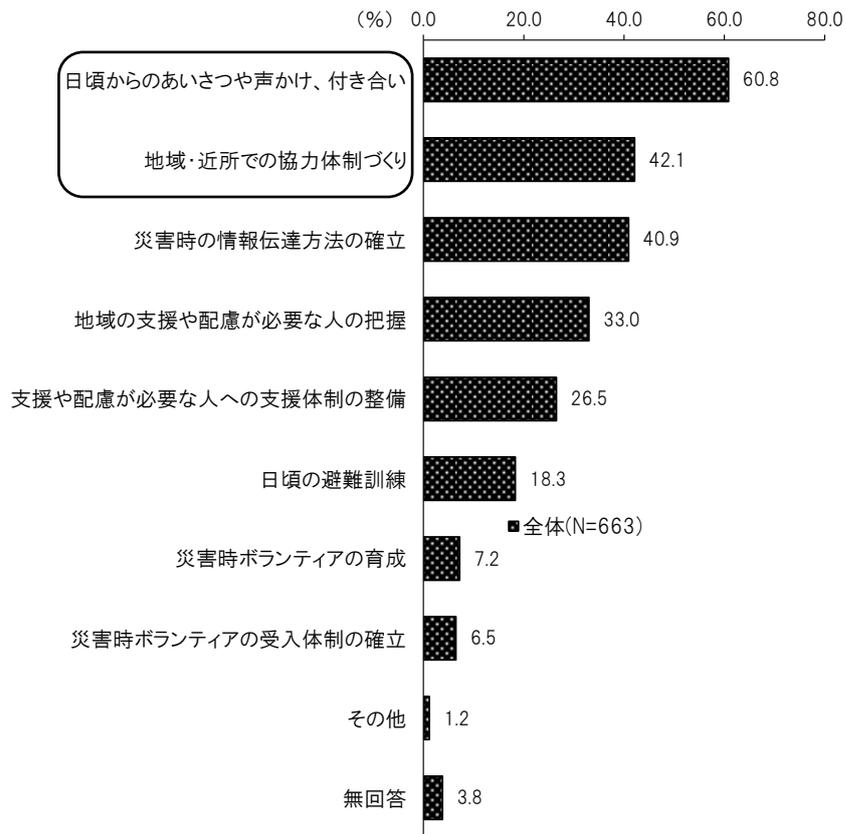
### (2) 主な調査結果

■問20 近所の人との付き合い程度

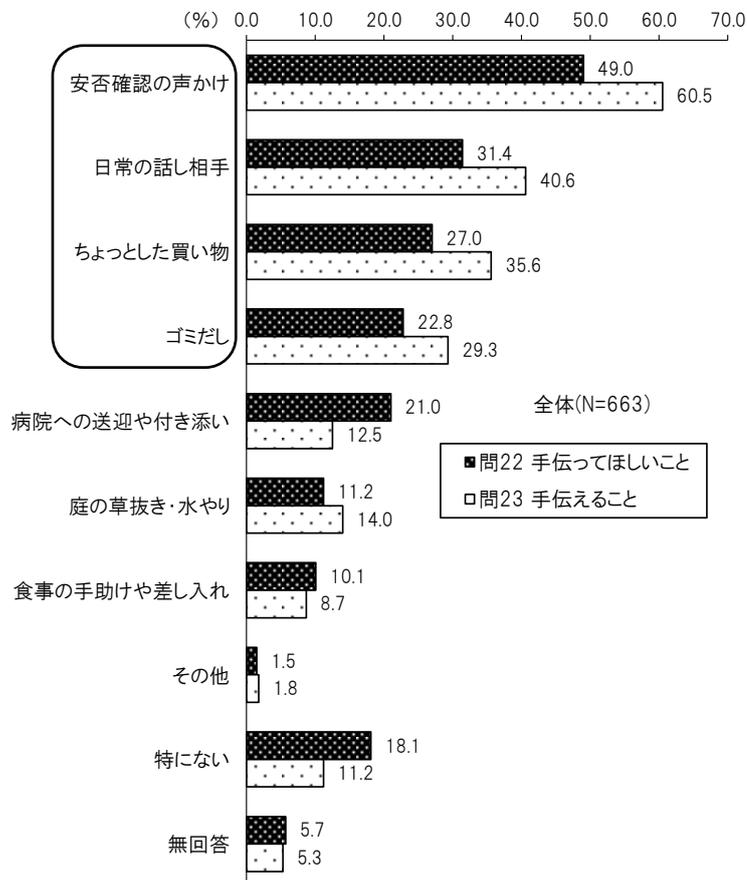
■問21 近所の人との付き合いのあり方



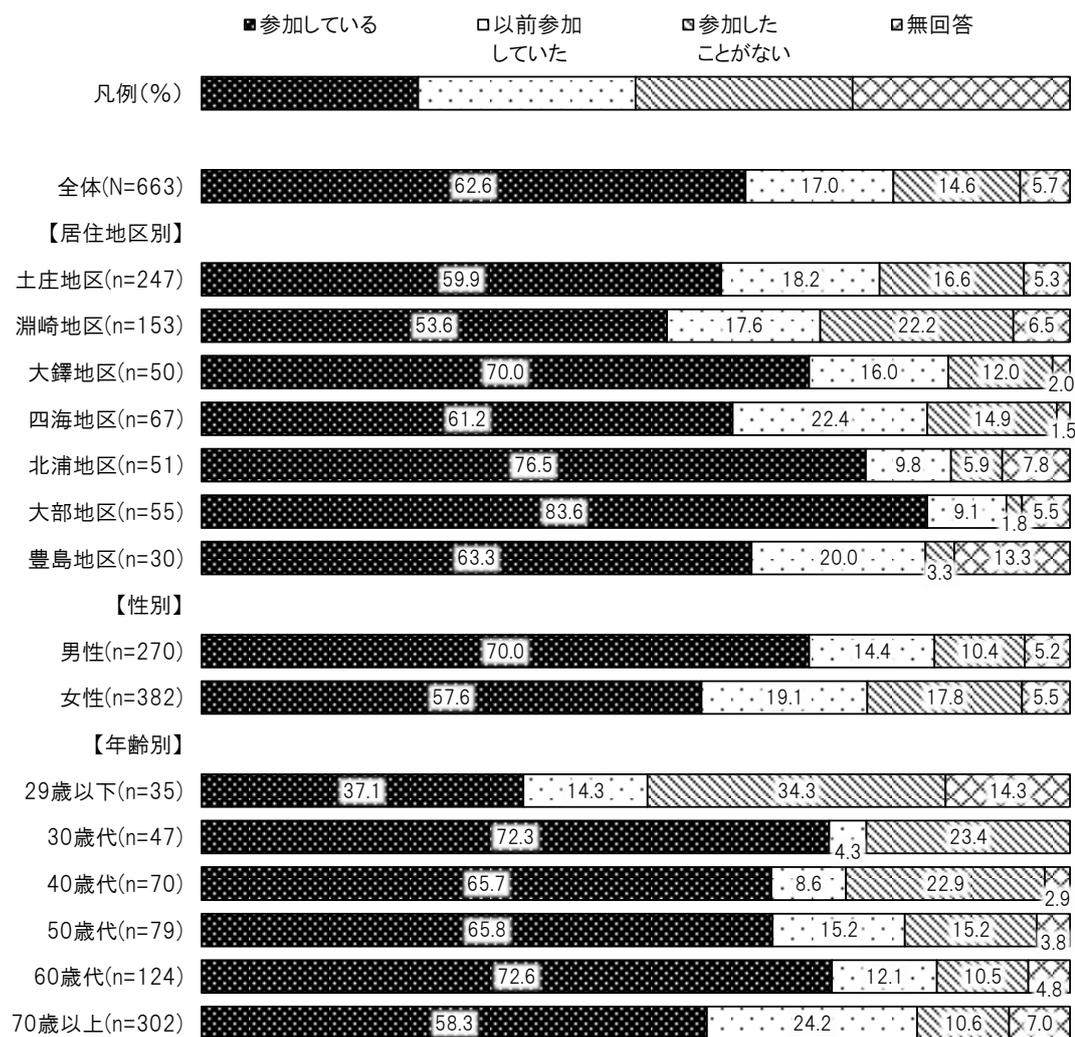
■問 25 緊急時の備えとして重要なこと



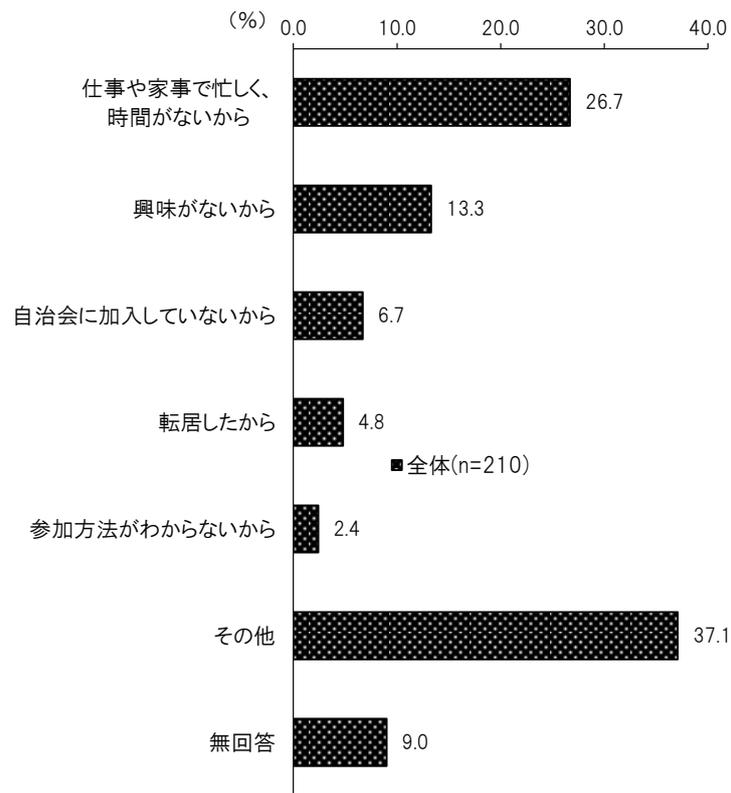
■問 22 手伝ってほしいこと 問 23 手伝えること



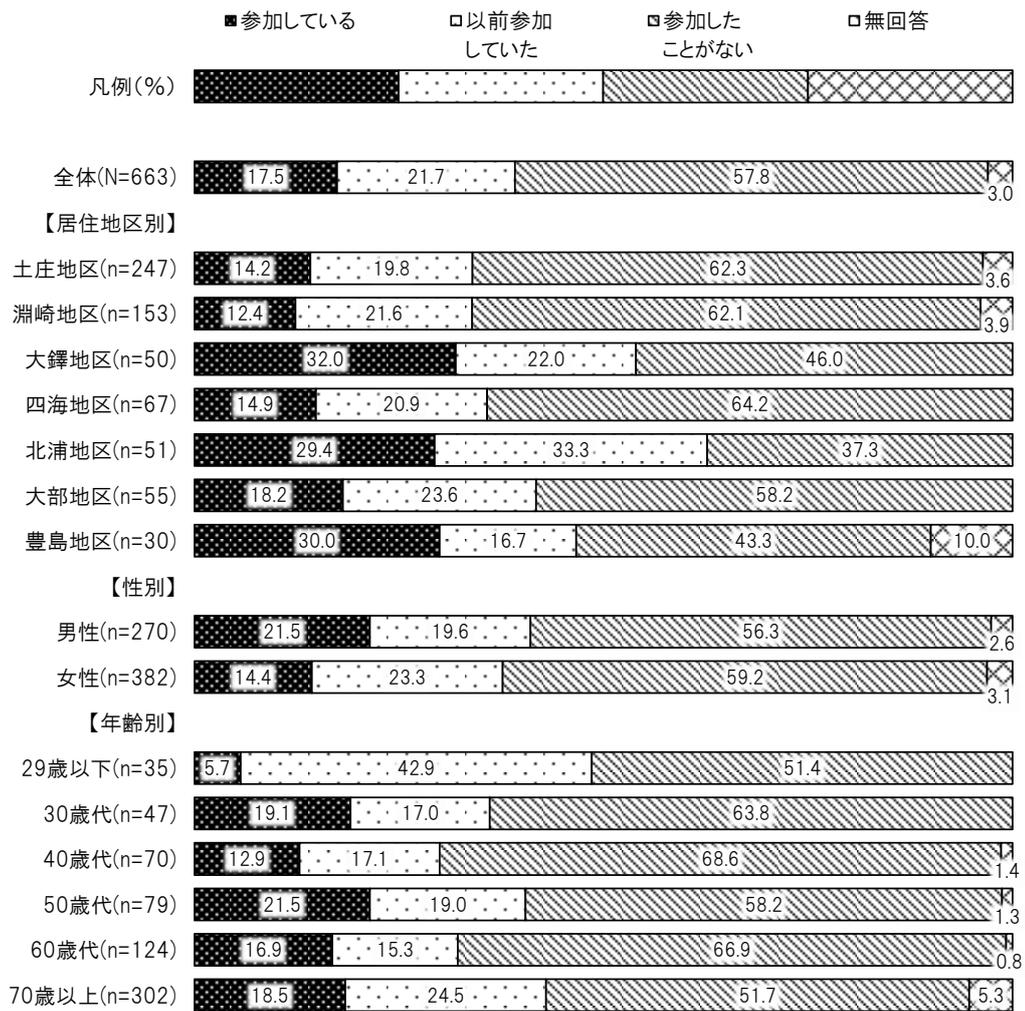
### ■問 16 自治会などの地域組織の活動への参加状況



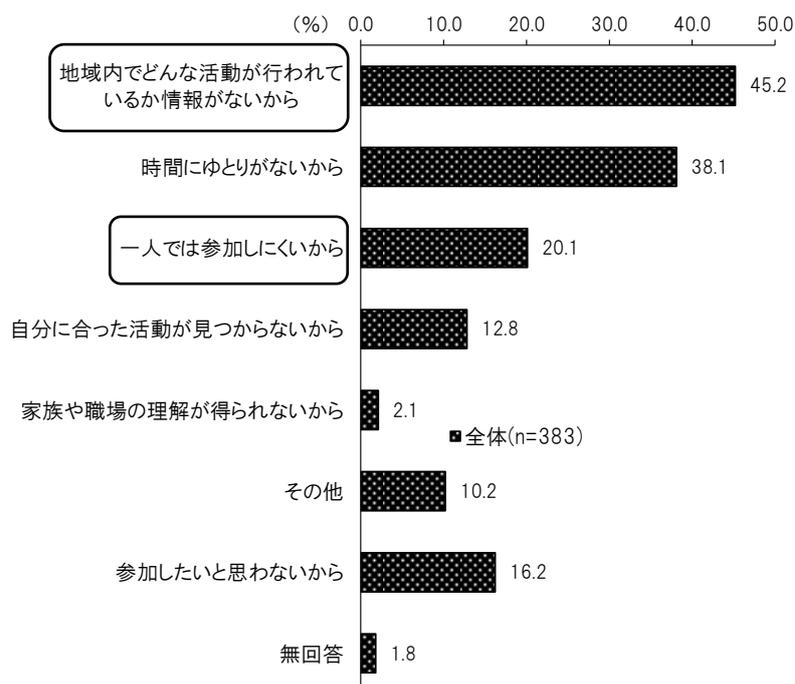
■問 17 自治会などの地域組織の活動に参加していない理由



## ■問 26 ボランティア活動への参加状況

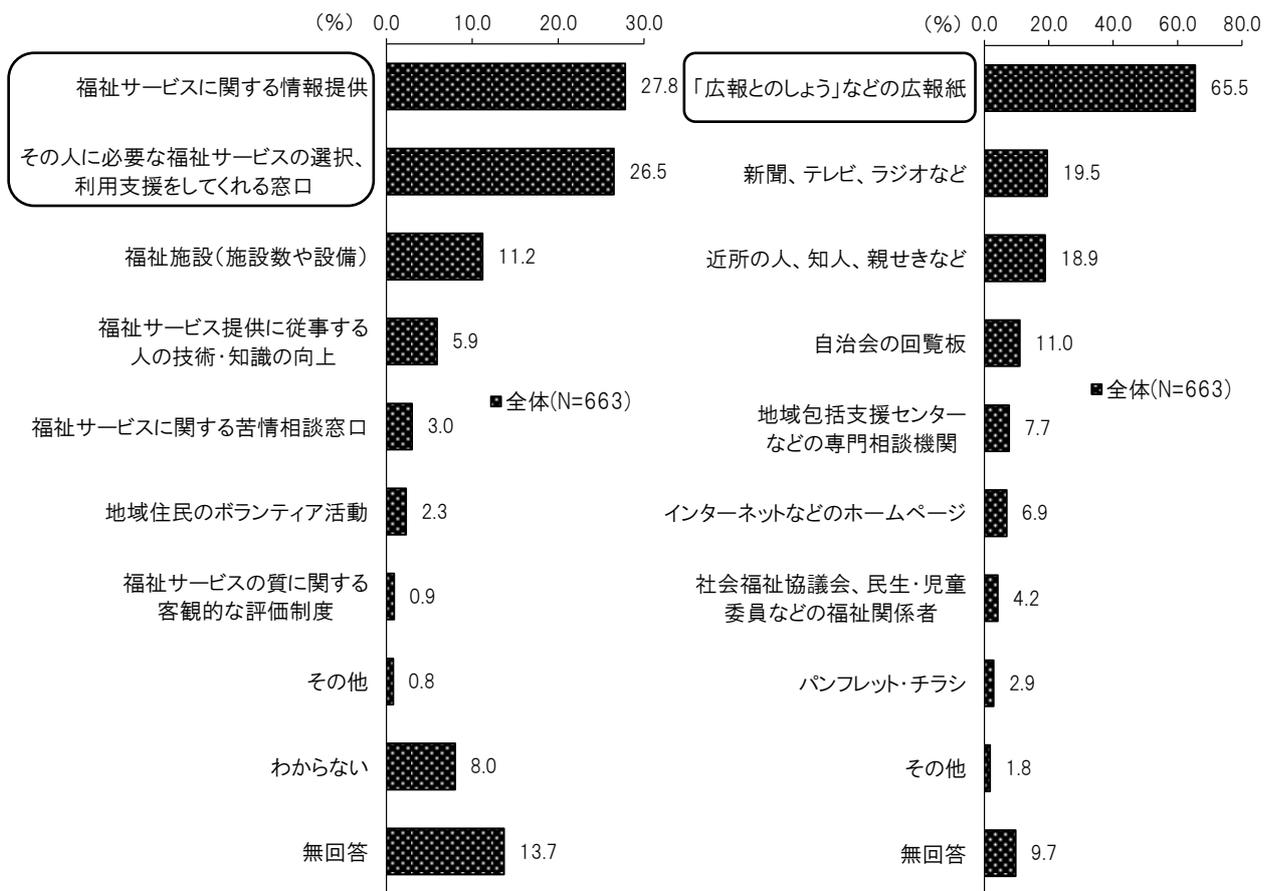


## ■問 27 ボランティア活動に参加していない理由

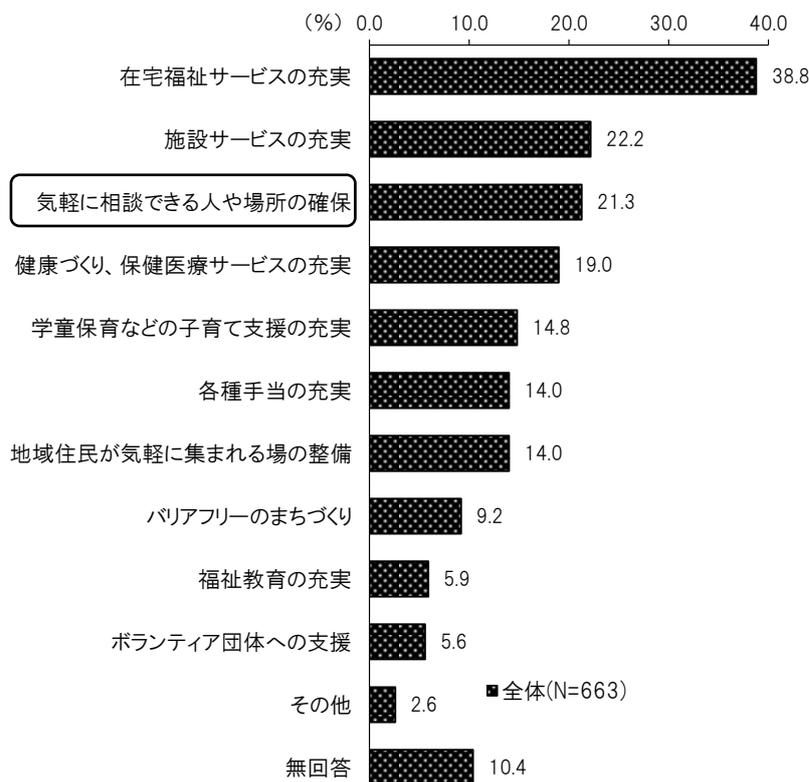


■問 12 福祉サービスに関して充実させるべきこと

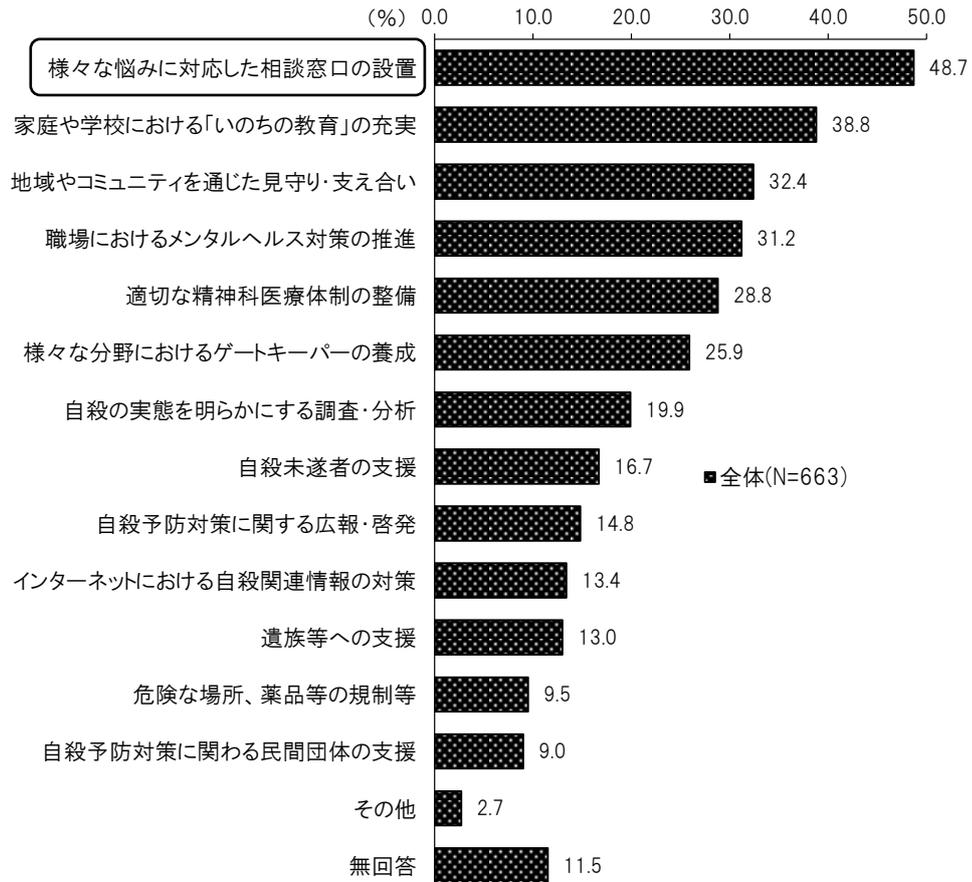
■問 13 健康・福祉に関する情報の入手先



■問 40 優先的に取り組むべき分野



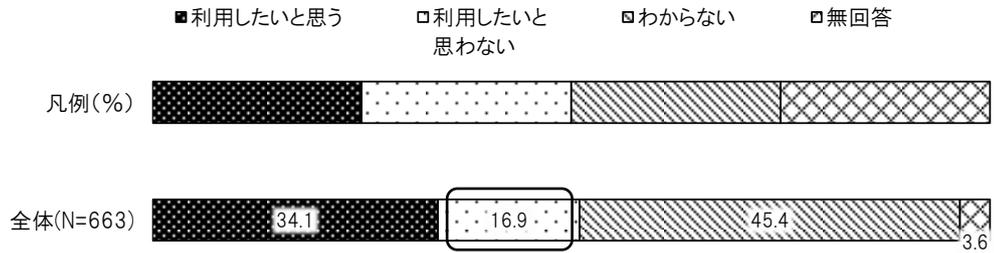
■問 38 今後、必要な自殺対策



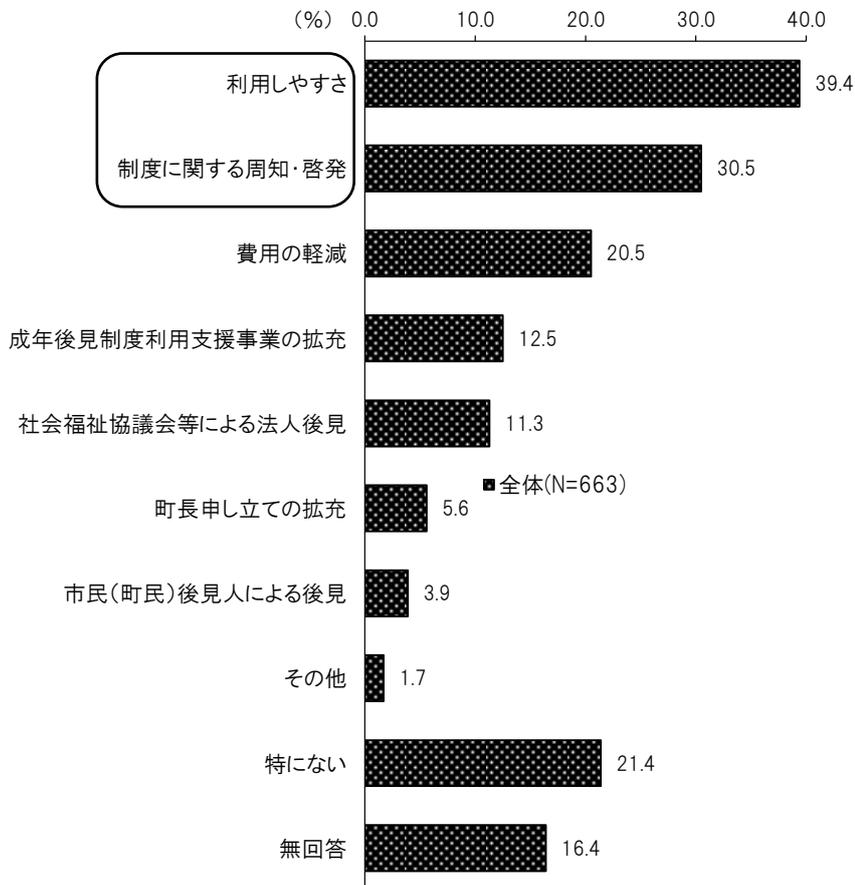
■問 30 成年後見制度の認知状況



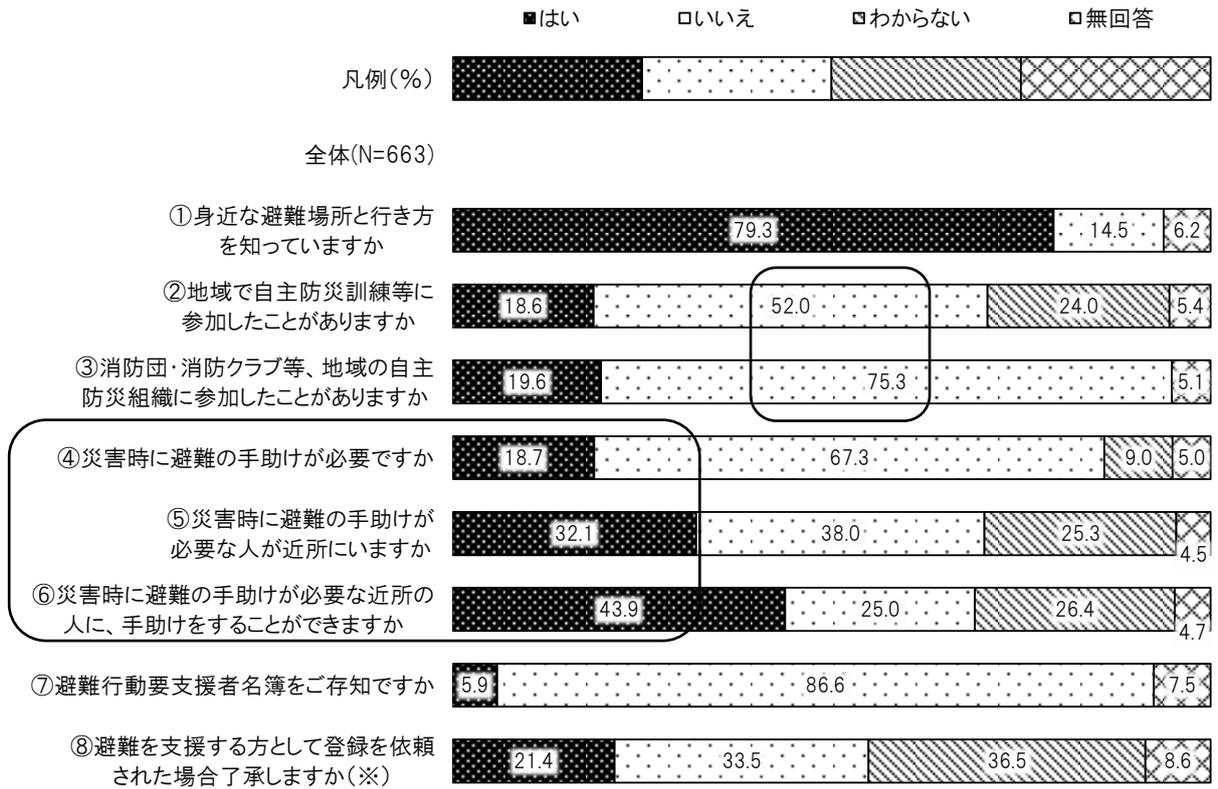
■問 31 成年後見制度の利用意向



■問 35 成年後見制度で町に望むこと

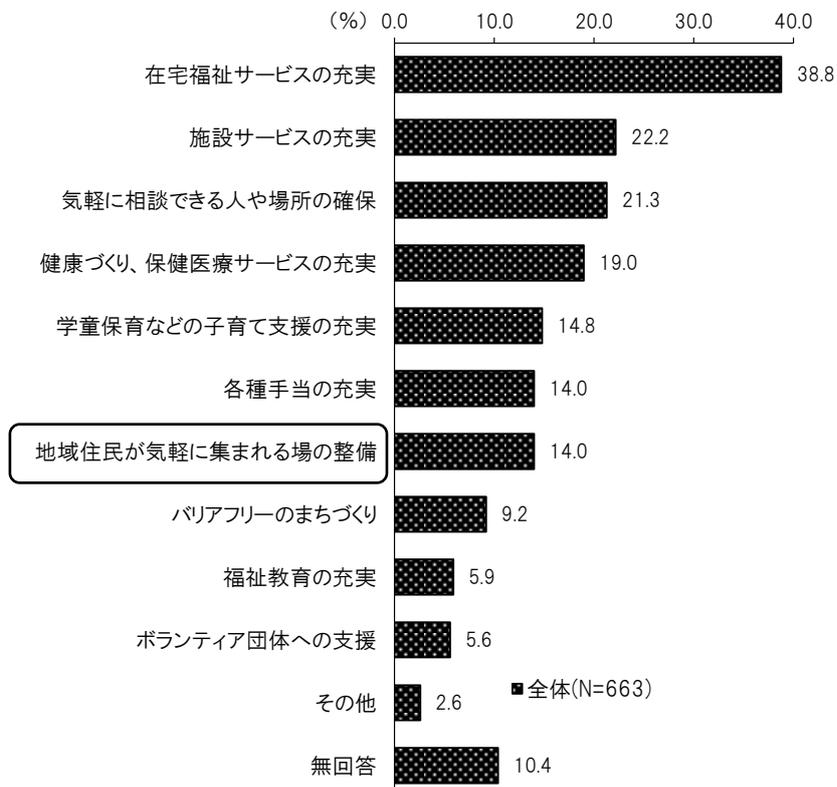


### ■問 24 防災関連について

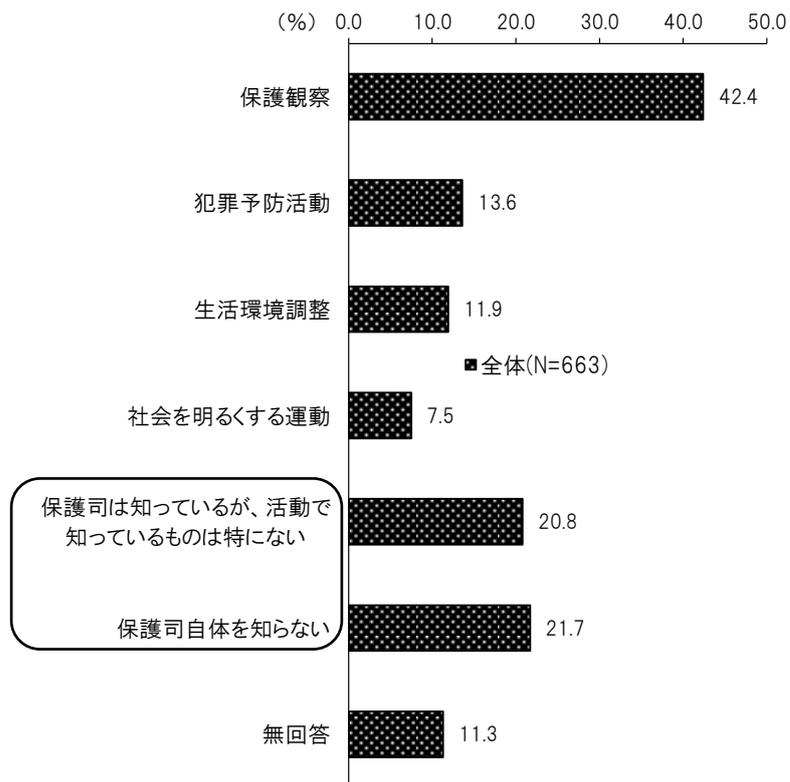


※1:⑧避難行動要支援者の避難を支援する方として登録を依頼された場合、了承しますか  
注:①③⑦については、「わからない」の選択肢はない。

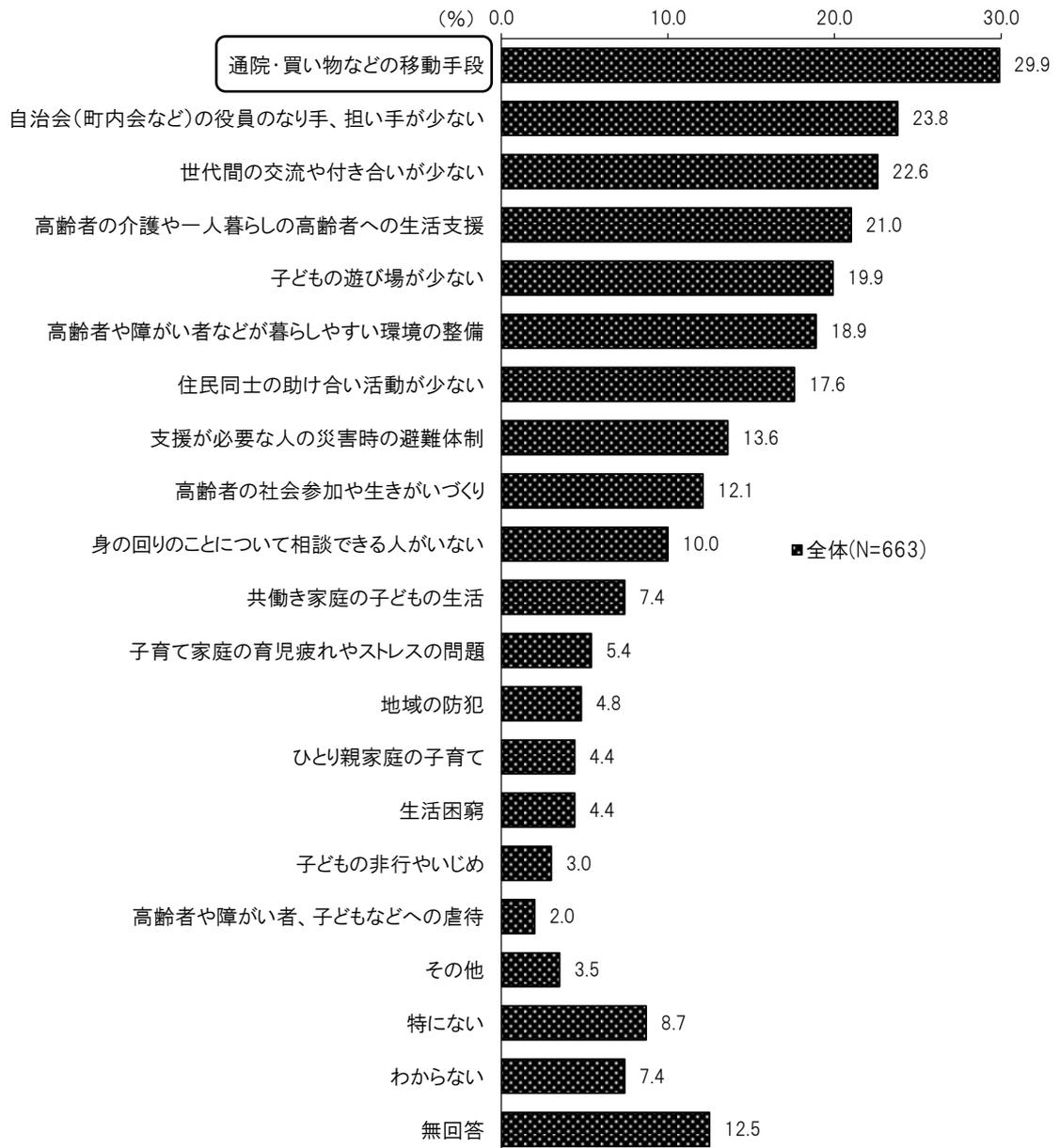
### ■問 40 優先的に取り組むべき分野(再掲)



■問 39 保護司の活動の認知状況



■問 11 地域における問題や課題



■問 11 居住地区別

単位 (%)	通院・買い物などの移動手段	手が少ない	自治会の役員（町内会など）のなり手、担い	世代間の交流や付き合いが少ない	支援の高齢者への生活	高齢者の介護や一人暮らしの高齢者への生活	子どもの遊び場が少ない	高齢者や障がい者などが暮らしやすい環境の整備	住民同士の助け合い活動が少ない	支援が必要な人の災害時の避難体制	高齢者の社会参加や生きがいづくり	身の回りのことについて相談できる人がいない
全体(N=663)	29.9	23.8	22.6	21.0	19.9	18.9	17.6	13.6	12.1	10.0		
【居住地区別】												
土庄地区(n=247)	30.0	25.1	23.9	18.6	22.7	19.0	19.4	12.6	11.7	10.1		
淵崎地区(n=153)	16.3	14.4	21.6	24.8	17.6	20.3	19.0	9.8	11.8	11.8		
大鐸地区(n=50)	32.0	24.0	12.0	18.0	20.0	10.0	14.0	12.0	8.0	10.0		
四海地区(n=67)	47.8	26.9	19.4	23.9	20.9	22.4	11.9	14.9	11.9	9.0		
北浦地区(n=51)	31.4	27.5	25.5	17.6	25.5	11.8	17.6	13.7	9.8	7.8		
大部地区(n=55)	45.5	30.9	36.4	27.3	20.0	27.3	14.5	21.8	12.7	7.3		
豊島地区(n=30)	23.3	40.0	10.0	16.7	3.3	10.0	23.3	23.3	26.7	13.3		

単位 (%)	生活共働き家庭の子ども	子育て家庭の問題	地域の防犯	ひとり親家庭の子育て	生活困窮	子どもの非行やいじめ	高齢者や障がい者、子どもなどへの虐待	その他	特にな	わからない
全体(N=663)	7.4	5.4	4.8	4.4	4.4	3.0	2.0	3.5	8.7	7.4
【居住地区別】										
土庄地区(n=247)	6.9	6.9	3.6	3.2	3.2	2.0	1.6	4.5	7.7	6.9
淵崎地区(n=153)	9.8	5.9	5.2	6.5	5.2	5.2	3.9	2.0	15.7	6.5
大鐸地区(n=50)	4.0	0.0	2.0	2.0	4.0	4.0	0.0	2.0	8.0	8.0
四海地区(n=67)	4.5	3.0	7.5	0.0	3.0	0.0	0.0	3.0	1.5	11.9
北浦地区(n=51)	5.9	3.9	5.9	7.8	9.8	5.9	2.0	3.9	3.9	7.8
大部地区(n=55)	12.7	9.1	7.3	9.1	5.5	3.6	3.6	5.5	1.8	5.5
豊島地区(n=30)	6.7	3.3	3.3	3.3	3.3	0.0	0.0	3.3	20.0	6.7

■問 11 性別、年齢別

単位 (%)	動通 手院 段・買 い物 など の移	手 の役 員 の な り 手 、 担 い	自 治 会 （ 町 内 会 な ど）	い が 少 な い	世 代 間 の 交 流 や 付 き 合	支 援 ら し の 高 齢 者 へ の 生 活	高 齢 者 の 介 護 や 一 人 暮	い 子 ど も の 遊 び 場 が 少 な	整 備 が 暮 ら し や す い 環 境 の な	高 齢 者 や 障 が い 者 な ど	動 が 少 な い	住 民 同 士 の 助 け 合 い 活	時 の 避 難 体 制	支 援 が 必 要 な 人 の 災 害	高 齢 者 の 社 会 参 加 や 生	き が い づ く り	い て 相 談 で き る こ と が い つ な い	
全体(N=663)	29.9	23.8	22.6	21.0	19.9	18.9	17.6	13.6	12.1	10.0								
【性別】																		
男性(n=270)	30.4	31.1	24.4	21.1	25.2	17.8	20.4	12.2	11.1	12.6								
女性(n=382)	30.1	18.8	21.2	21.5	16.8	19.9	15.7	14.7	12.6	8.1								
【年齢別】																		
29歳以下(n=35)	22.9	11.4	14.3	22.9	34.3	5.7	14.3	2.9	5.7	5.7								
30歳代(n=47)	36.2	38.3	34.0	21.3	53.2	21.3	14.9	21.3	8.5	14.9								
40歳代(n=70)	31.4	22.9	21.4	17.1	30.0	25.7	4.3	17.1	8.6	10.0								
50歳代(n=79)	38.0	34.2	20.3	22.8	20.3	24.1	10.1	15.2	8.9	8.9								
60歳代(n=124)	30.6	29.8	21.0	25.0	15.3	19.4	21.0	12.1	14.5	10.5								
70歳以上(n=302)	27.5	18.2	23.2	19.9	12.9	16.9	22.2	13.2	13.9	9.9								

単位 (%)	生 共 働 き 家 庭 の 子 ど も の 生 活	子 育 て 家 庭 の 育 児 疲 れ	地 域 の 防 犯	ひ と り 親 家 庭 の 子 育 て	生 活 困 窮	子 ど も の 非 行 や い じ め	高 齢 者 や 障 が い 者 、 子 ど も な ど へ の 虐 待	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い
全体(N=663)	7.4	5.4	4.8	4.4	4.4	3.0	2.0	3.5	8.7	7.4
【性別】										
男性(n=270)	9.3	5.6	5.9	5.9	6.3	2.6	2.2	3.7	8.5	7.4
女性(n=382)	6.3	5.5	3.9	3.4	3.1	3.4	1.8	3.4	8.4	7.6
【年齢別】										
29歳以下(n=35)	11.4	2.9	2.9	5.7	11.4	2.9	0.0	5.7	5.7	14.3
30歳代(n=47)	19.1	14.9	10.6	8.5	4.3	4.3	2.1	0.0	2.1	4.3
40歳代(n=70)	15.7	7.1	2.9	4.3	5.7	2.9	2.9	4.3	5.7	2.9
50歳代(n=79)	11.4	7.6	3.8	8.9	5.1	2.5	2.5	5.1	8.9	7.6
60歳代(n=124)	5.6	4.8	4.0	4.0	3.2	2.4	1.6	4.8	7.3	8.1
70歳以上(n=302)	3.0	3.6	5.0	2.6	3.6	3.3	2.0	2.6	11.3	7.9

### (3) 調査結果からみえる課題

アンケート調査結果からみえる課題は以下のとおりです。

#### ■ 課題1 ■ 地域のつながりの心の醸成

普段の近所の人との付き合いの程度(問20)は、「顔を合わせたときに挨拶をする程度」が44.5%と最も高くなっているものの、近所の人との付き合いはどうあるべきか(問21)では、「顔を合わせたときに挨拶をする程度でよい」との回答は20.7%にとどまっており、「困ったときに相談したり、災害時や緊急時には支援したりするなど、助け合うべき」が57.3%と最も高くなっています。また、緊急時の備えとして重要なこと(問25)でも、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」が60.8%、「地域・近所での協力体制づくり」が42.1%と上位を占めていることから、多くの町民が、近所付き合いや協力がいかに大切かということ認識しているながらも、現状では挨拶をする程度など、あるべき姿とは乖離があり、地域でのつながりが希薄化している状況がうかがえます。

近所付き合いの第一歩として、まずは日頃からあいさつするなどの“ゆるやかな人間関係”から、いざというときには助け合うなどかわり、つながりを深めていくことが重要です。

#### ■ 課題2 ■ 地域における助け合いの仕組みづくり

近所の人に手伝ってほしいこと(問22)と近くに困っている世帯があったとき、手伝えること(問23)については、「安否確認の声かけ」、「日常の話し相手」、「ちょっとした買い物」、「ゴミだし」と回答の上位4項目が一致しています。また、「病院への送迎や付き添い」、「食事の手助けや差し入れ」以外の項目では、手伝えることが手伝ってほしいことを上回っています。

地域での支える側と支えられる側、受け手と支え手のバランスはいいことから、支援を必要としている人と支援をする人とのマッチングの仕組みづくりが重要になってきます。

#### ■ 課題3 ■ 地域活動、ボランティア活動の推進

自治会などの地域組織の活動への参加状況(問16)では、「参加している」が62.6%となっている一方で、「参加したことがない」は14.6%となっています。特に性別では女性、年齢別では29歳以下の「参加している」割合が低くなっています。また、居住地区によっても差がみられます。参加していない理由(問17)については、「仕事や家事で忙しく、時間がないから」が26.7%と最も高くなっている一方で、「自治会に加入していないから」(6.7%)、「参加方法がわからないから」(2.4%)などの回答もわずかではありますがみられます。また、ボランティア活動への参加状況(問26)でも、「参加したことがない」は57.8%と半数を超えています。また、地域組織の活動への参加状況同様、性別では女性、年齢別では29歳以下の「参加している」割合が低く、居住地区によっても差がみられます。参加していない理由(問27)は、「地域内でどんな活動が行われているか情報がないから」(45.2%)、「一人では参加しにくいから」(20.1%)が上位を占めています。

町社会福祉協議会からは、活動していくうえで困っていることや課題として、『会員数、活動の担い手の減少、高齢化』があげられており、活動に関する情報提供や町民同士で誘い合うなどの働きかけ、若年層を中心に誰もが地域活動、ボランティア活動に参加しやすい企画や雰囲気づくりが必要とされています。

#### ■ 課題4 ■ 情報提供、包括的相談支援体制の充実

福祉サービスに関して充実させるべきこと(問12)では、「福祉サービスに関する情報提供」が27.8%、「その人に必要な福祉サービスの選択、利用支援をしてくれる窓口」が26.5%と1、2位を占めています。健康・福祉に関する情報の入手先(問13)では、「広報とのしょう」などの広報紙」が65.5%と7割弱を占めています。また、優先的に取り組むべき分野(問40)では、「気軽に相談できる人や場所の確保」が21.3%と3番目に高くなっています。自由記述においても『福祉サービスについてほとんど知らない』、『サービスについてのパンフレットの配布、広報紙等で周知してほしい』、『気楽に相談できる窓口の充実』、『困ったとき、とりあえずそこに行けば何の相談でも聞いてもらえる窓口相談係があればよい』などの意見もありました。今後、必要な自殺対策(問38)では、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」は48.7%と最も高くなっています。また、町社会福祉協議会からは、『生活しづらさを抱えながらも、声を上げられずに孤立している人が潜在していると感じる』との意見もありました。

広報紙などの従来手法に加え、交流を通じた情報発信、町民の交流の場での情報交換など福祉サービスに関するさまざまな情報提供方法を充実させるとともに、必要なサービス・支援が複雑化、複合化した問題を抱え、制度の狭間にいる人にもしっかり届き、寄り添うことができる相談支援体制の再構築が必要です。

#### ■ 課題5 ■ 成年後見制度支援体制の充実

成年後見制度の認知状況(問30)は、「聞いたことはあるが、内容はわからない」が35.3%、「聞いたことがなく、内容も知らない」は25.9%と、内容がわからない・知らない人は合わせて61.2%と約6割に達しています。また、成年後見制度の利用意向(問31)は、「利用したいと思わない」が16.9%となっています。成年後見制度で町に望むこと(問35)については、「利用しやすさ」が39.4%、「制度に関する周知・啓発」が30.5%と上位を占めています。

今後、認知症や高齢者一人世帯の増加、障がい者数も微増傾向となっていることから、成年後見制度の理解と、相談窓口、利用方法等を広く周知していく必要があります。

#### ■ 課題6 ■ 災害時の支援体制の充実

防災関連について(問24)は、「④災害時に避難の手助けが必要である」(18.7%)、「⑤災害時に避難の手助けが必要な人が近所にいる」(32.1%)「⑥災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができる」(43.9%)となっています。また、緊急時の備えとして重要なこと(問25)は、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」が60.8%と最も高く、次いで「地域・近所での協力体制づくり」が42.1%となっており、日常からの近所付き合いが大切と感じている状況がうかがえます。

近年、全国各地で警戒レベル3(高齢者等避難)以上が発令されるような災害も発生しています。公的支援とともに、支援が必要な人を地域の人が支えることができるよう地域住民同士による支え合いの仕組みが必要です。そのためにも、「②地域で自主防災訓練等に参加していない」(52.0%)、「③消防団・消防クラブ等、地域の自主防災組織に参加していない」(75.3%)という状況もあることから、町民の積極的な参加も必要です。

## ■ 課題7 ■ 交流の場・居場所づくり

優先的に取り組むべき分野(問40)では、「地域住民が気楽に集まれる場の整備」は14.0%と高くはありませんが、重層的支援体制整備事業(P9参照)の1つである「地域づくりに向けた支援」として住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援があることから、地域コミュニティを深めるためにも地域住民の誰もが集える場の設置を検討していく必要があります。

## ■ 課題8 ■ 再犯防止の推進

犯罪や非行をした人が、地域住民の理解と協力を得ながら円滑に地域社会の一員として日常生活を送ることが、犯罪の未然防止につながります。保護司の活動の認知状況(問39)では、「保護観察」が42.4%と最も高くなっている一方、「保護司自体を知らない」(21.7%)、「保護司は知っているが、活動で知っているものは特にない」(20.8%)となっています。

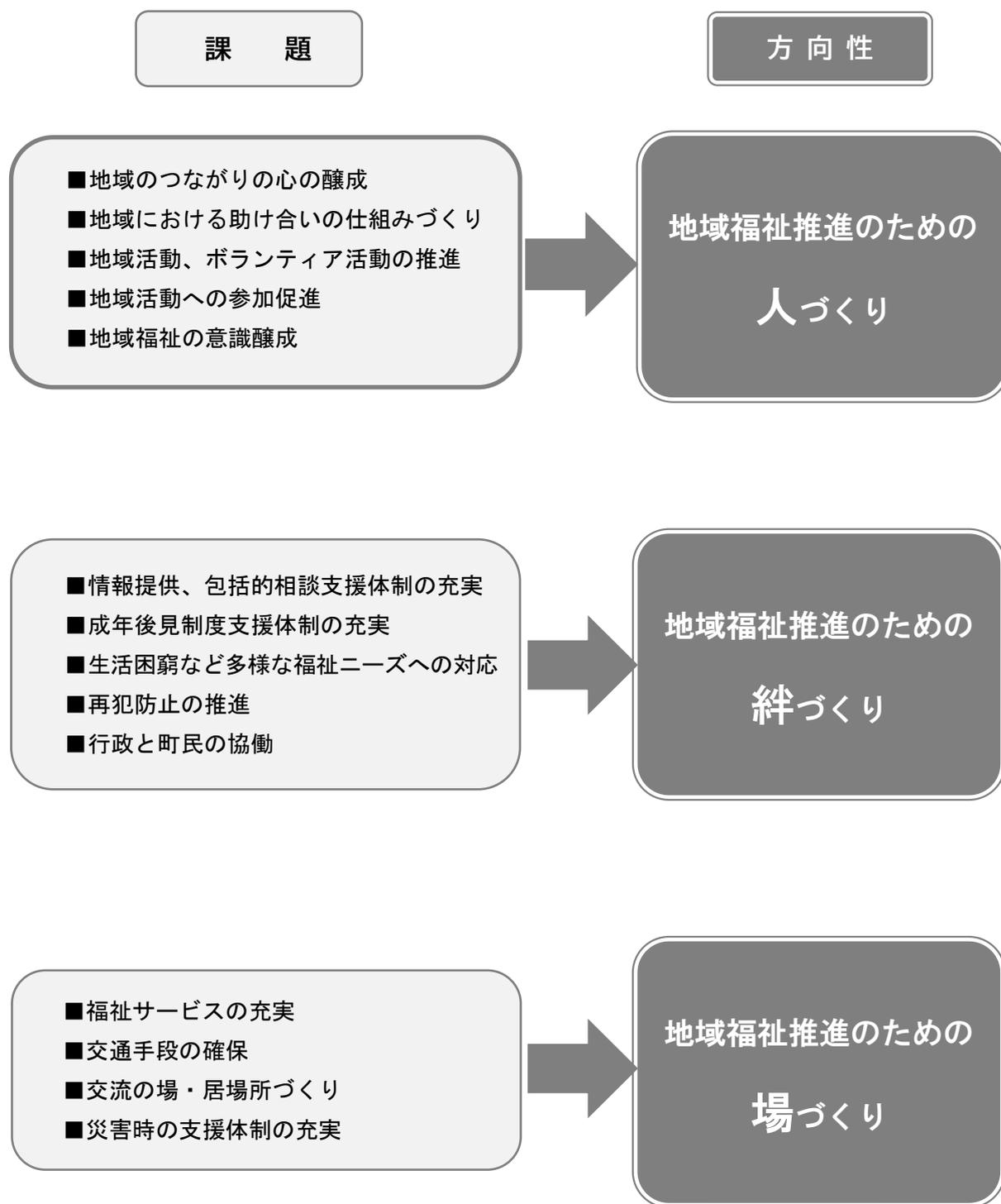
今後は、保護司との連携を深めるとともに、保護司の活動内容を周知していくことが必要です。

## ■ 課題9 ■ 交通手段の確保

地域における問題や課題(問11)では、「通院・買い物などの移動手段」が29.9%と最も高く、居住地区別では、「四海地区」(47.8%)、「大部地区」(45.5%)が特に高くなっています。また、性別、年齢別にかかわらず、同じような割合になっています。自由記述においても『交通が不便な地域には、マイクロのような乗り物があるとよい』、『福祉バス、福祉タクシーを走らせる』、『バスの増便』、『運転免許証返納後、買い物が不便』、『地区の店がなくなり買い物が不便、移動販売の車を出してほしい』などの意見もありました。第6次土庄町総合計画においても、路線バスの運行支援、福祉バス・コミュニティバスなど身近な移動手段の確保、バス路線の維持・確保に向けた運航委託等、町としての公共交通の取組も行っています。地域福祉の視点から、特に高齢者世帯の買い物等については、地域での助け合いが必要です。

#### (4) 課題と方向性

アンケート調査結果や地域福祉を取り巻く法、制度の動向を踏まえ、今後、地域福祉を推進するにあたっての課題とその解決に向けた取組の方向性について、以下のとおり整理しました。



# 第3章 計画の基本理念と方向性

## 1

### 基本理念

これまで土庄町は、子どもを産み育てる環境づくりや、地域が一体となった支え合い、助け合いのシステムづくり、防災・防犯対策などにより、すべての町民の生命が守られ、子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して生活ができ、住んでいてよかったと心から思える土庄町となるよう、町民、地域、団体、保健・福祉・医療機関、そして行政がひとつとなって「やすらぎのある暮らし」をつくっていくことを根底とするため、基本理念として設定して推進してきました。また、第6次土庄町総合計画では、まちづくりの基本理念の一つとして「支え合うまちづくり」を掲げるとともに、基本計画では、「住み慣れた地域で豊かに暮らせるまちづくり」のため、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して生活ができるよう、地域住民と行政が連携、協力しながら、地域における共助の仕組みづくりを行い、地域福祉の充実を目指しています。

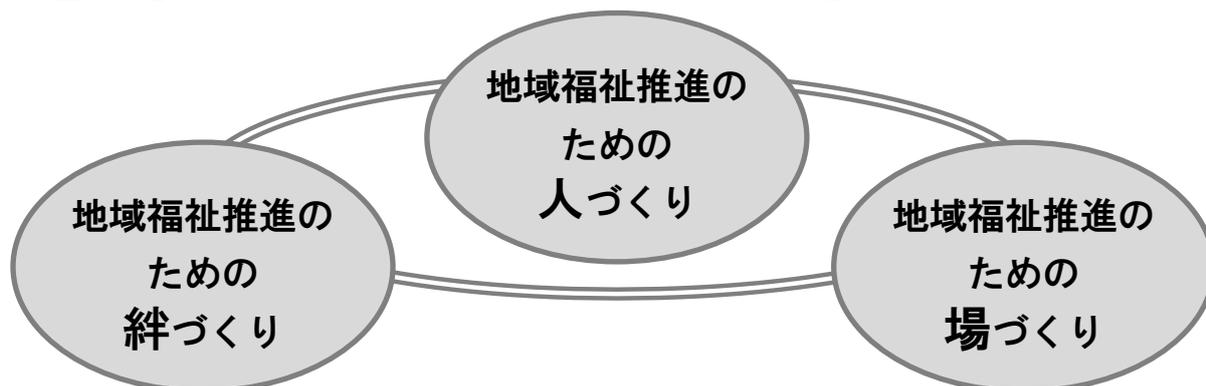
本計画では、第6次土庄町総合計画の基本理念を踏まえるとともに、これまで推進してきた町民も含めた町全体での地域福祉の仕組みづくりをより一層推進していくため、日頃、町民が、声をかけ、見守り、助け合う、ぬくもりのある地域社会を築くことを地域福祉の基本ととらえ、「支え合い、助け合いの心を育み、みんなで創る やすらぎとぬくもりあふれる まち とのしょう」を基本理念として定めます。

支え合い、助け合いの心を育み、  
みんなで創る  
やすらぎとぬくもりあふれるまち とのしょう

## 2

### 方向性

基本理念に沿って地域福祉を推進するために、次の3つを施策の方向性として設定します。



支え合い、助け合いの心を育み、みんなで創る  
 やすらぎとぬくもりあふれるまちづくりのつくり

### 方向性1 地域福祉推進のための人づくり

- 1 地域福祉の意識の醸成
- 2 交流活動の促進
- 3 地域福祉の担い手づくり

### 方向性2 地域福祉推進のための絆づくり

- 1 情報提供・相談支援の充実
- 2 見守り・支え合いの仕組みづくり
- 3 福祉サービスを必要とする人の人権の確保
- 4 地域の多様な生活課題への対応

### 方向性3 地域福祉推進のための場づくり

- 1 各種福祉サービスの充実
- 2 地域の防災・防犯力の向上
- 3 ユニバーサルデザインのまちづくり

# 第4章 施策の展開

## 方向性 1

## 地域福祉推進のための人づくり

### 1 地域福祉の意識の醸成

#### 自助・互助・共助・公助の取組

##### 「自助」:町民一人ひとりの取組

- 地域での助け合い・支え合いという地域福祉の意識を持ちましょう。
- 誰もが暮らしやすいまちになるよう、身近な福祉に関することに関心を持ちましょう。
- 地域の中で自分にできることはないか、考えてみましょう。
- 地域でのイベントや各種ボランティア活動などに関心を持ち、積極的に参加しましょう。

##### 「互助」:地域・団体の取組

- 地域の行事やイベントで地域福祉に関わる内容を盛り込むなど、福祉意識の啓発を図ります。
- 地域の行事やイベントでは、高齢者や障がい者、小さな子ども連れなど、誰もが参加しやすいよう配慮します。
- 地域でボランティア講座や福祉に関する学習会を開催します。
- 福祉施設は、積極的に地域開放、地域交流を推進し、地域の絆を深めます。

##### 「共助」・「公助」:町の取組

#### ① 福祉に関する啓発活動の推進

##### ①-1

担当課：健康福祉課、町社会福祉協議会

取組概要
高齢者、障がい者、子どもなど、多様な世代がそれぞれの個性に対する理解を深めることができるよう、交流やふれあいの機会の充実に努めます。
これまでの取組
町社会福祉協議会が実施する社会福祉大会、老人福祉大会、福祉チャリティバザーなどに、高齢者、障がい者など多様な世代が参加し、交流やふれあいの機会となっています。 主な事業：社会福祉大会、老人福祉大会、福祉チャリティバザー
今後の方向性
今後も、多様な世代が参加できるよう、福祉に関する啓発の推進のため、町社会福祉協議会と連携を図っていきます。

## ①-2

担当課：生涯学習課

取組概要
誰もがいきいきとした生活を送れるよう、生涯学習課などと連携し、さまざまな福祉体験などの機会の提供に努めます。
これまでの取組
歴史と文化の継承を図るため、肥土山農村歌舞伎保存会に運営助成を行っています。また、中央図書館、総合会館等での職場体験の受け入れを通じて、直接体験の機会を提供しています。 主な事業：職場体験
今後の方向性
今後も、引き続き歴史と文化の継承を図るため、肥土山農村歌舞伎保存会への運営助成をしていくとともに、無形民俗文化財である小豆島農村歌舞伎の存続を支援していきます。また中央図書館、総合会館等での職場体験の受け入れを通じて、直接体験の機会を確保していきます。なお、総合会館での職場体験受け入れは、職場体験のニーズと合致していない等の理由により実績がないことから、見直しを図ります。

## ② 福祉教育の推進

## ②-1

担当課：教育総務課

取組概要
幼少期から人権や地域福祉への関心を持ち、自ら考え行動する力を養うため、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。
これまでの取組
幼児教育から小中学校教育課程の中で、人権教育の一環として、障がい者差別について学習しています。
今後の方向性
今後も、引き続き共通実践に基づき、人権教育を充実させていきます。

## ②-2

担当課：生涯学習課

取組概要
子どもたちが、高齢者や障がい者との交流やふれあいを通じて、福祉意識の向上を図れるよう、関係機関と連携して交流やふれあいの機会の充実に努めます。
これまでの取組
放課後子ども教室では、地域の方がボランティアスタッフとして参画することで、普段触れ合う機会の少ない世代間交流を図ることができています。また、学校支援ボランティア事業により、小・中学校をはじめ、幼・保各園（所）の子どもたちと町民が関わり合いを持つことができています。なお、学校支援ボランティアについては、地域学校協働活動本部を組織し、事業強化を図っています。 主な事業：放課後子ども教室／地域学校協働活動事業
今後の方向性
今後も、引き続き地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動、地域学校協働活動により、放課後子ども教室や学校支援ボランティアへの町民の方々の参加・参画を推進していきます。また、放課後子ども教室や学校支援ボランティアについては、ボランティアスタッフの高齢化及び減少により、交流人口が減少していることから、ボランティアスタッフの確保策を検討していきます。

## ②-3

担当課：住民環境課・教育総務課

取組概要
町民の人権啓発の場となっている「人権フェスタ」を通じて、差別や偏見の解消及び人権意識の向上に努めます。
これまでの取組
人権フェスタにおいて、人権に精通する講師を招いての講演会を毎年実施しています。また人権教育の観点から、こども園・小学校・中学校の園児・児童・生徒による人権劇やこころのつどい等の発表も行っています。毎回約1,800人と多くの町民が参加しており、人権啓発についての大きな場となっています。 主な事業：人権フェスタ
今後の方向性
今後も、引き続き講演会を実施していくとともに、パネル展では、人権についてのポスターや標語、作文等を考えることで、人権の尊重や思いやりの心を育てることの意義・重要性を再認識するきっかけづくりとすることや中学生による「こころのつどい」では、誤解や偏見に気づき、人と深く向き合うことや他者の気持ちを我がこととして思うこと、また、すべての人権課題を自分に関わることとしてとらえ、日常の行動につなげていくきっかけづくりとなるよう、人権意識の向上に努めます。

## 2 交流活動の促進

### 自助・互助・共助・公助の取組

#### 「自助」:町民一人ひとりの取組

- 地域の一員として、積極的に地域活動に参加しましょう。
- 積極的にサロン等の交流の場に参加しましょう。
- 世代間交流の機会があれば、積極的に参加しましょう。
- 生涯学習やスポーツ・レクリエーションに興味があれば、積極的に参加しましょう。
- 交流の場で知り合った人たちと、日頃から声をかけ合い、つながりの輪を広げましょう。

#### 「互助」:地域・団体の取組

- 世代間交流の機会づくりを支援します。
- 誰もが参加できる身近な地域でのイベントを開催します。
- 回覧板などを活用し、地域の交流活動への参加を積極的に呼びかけます。

#### 「共助」・「公助」:町の取組

##### ① 身近な交流の場の提供

###### ①-1

担当課：生涯学習課、教育総務課

取組概要
誰もがいつでも気軽に集まることができる場・空間の創出を目指して、地域のイベントなどを活用した交流の機会の促進、保育所（園）、こども園、子育て支援室、学校における地域交流の促進、自然の中でできる場・空間の整備を促進します。
これまでの取組
小豆島自然観察会と連携・協力し、四季にあわせて親子自然観察会を年4回、企画・開催するとともに、認定こども園や小学校等への出前講座を実施することで、小豆島を取り巻く自然やそこに生息する生きものなどに触れ、子どもたちの学ぶ機会を創出しています。また、放課後子ども教室では、地域の方がボランティアスタッフとして参画することで、普段触れ合う機会の少ない世代との交流を実現しています。交流機会の促進、地域とのふれあいを図るため、園児、児童及び生徒が地域のイベントや園内行事を通して、地域の方との交流の機会を持っています。また、子育て支援室では子育て中の親子が気軽に集い相互に交流できる場や交流を通して、子育て・子育てについて学ぶ教室・講座を開催しています。さらに、環境教育の生きた教材として活用することで、児童が自然生態系を学び、心豊かに成長することを促進するため学校ビオトープも管理しています。
主な事業：親子自然観察会／放課後子ども教室／学校ビオトープ
今後の方向性
今後も、各事業を継続して実施していくとともに、放課後子ども教室や学校支援ボランティアとして町民に参加・参画してもらえよう働きかけていきます。

## ①-2

担当課：健康福祉課、商工観光課、企画財政課

取組概要
福祉施設や企業、商店などに働きかけ、利用可能な施設やスペースを地域の交流の場として開放してもらっており、交流の場の拡大とともに企画内容を充実させます。
これまでの取組
郡内の両町社会福祉協議会や私立保育園、福祉施設など小規模な社会福祉法人で組織する小豆圏域ネットワーク会議の実務者会を毎月開催し、さまざまな企画や情報を共有し、身近な交流の情報提供を呼びかけています。また、瀬戸内国際芸術祭をきっかけに、豊島に住んでいる方と、豊島を訪れた方との交流イベントを、毎月場所を変えながら開催しています。さらに、平成 29 年度に域学連携交流施設「夢すび館」を開館し、大学との連携を通して大学と地域住民・事業者が交流活動や意見交換ができる拠点として運用しています。 主な事業：小豆圏域ネットワーク会議／域学連携交流事業
今後の方向性
今後も各種イベント、交流事業を継続するとともに、交流促進、交流の場の拡大を図ります。

## ①-3

担当課：健康福祉課

取組概要
介護予防サポーターの有志で結成された「ホットハートサポーター」を中心に、サロン事業がより身近で足を運びやすいサロンとなるような仕組みづくりに努めます。
これまでの取組
サロン活動が充実するように、定例会を実施し、各サロンの実施状況や内容についての報告会や勉強会を実施しています。 主な事業：サロン事業
今後の方向性
今後は、現在サロン活動をしている方と新しく活動を始めようと思っている方の交流の場をつくるなど、新しくサロン活動を始めやすい仕組みづくりや支援に努めます。

## ② 地域活動への参加促進

### ②-1

担当課：健康福祉課、生涯学習課、商工観光課、企画財政課

取組概要
さまざまな地域活動を周知し、町民が参加しやすいよう情報の提供と共有化に努めます。
これまでの取組
障がいを持つ当事者や支援者がわかりやすいよう、島内の支援機関を網羅した、サービス種類別のパンフレットを作成し、配布するとともにインターネットでの情報提供を行っています。地域の交流活動の拠点である公民館を中心に地域の各種団体の活動をサポートするとともに、毎月発行している公民館だよりにより周知を図っています。また、瀬戸内国際芸術祭 2019 実施において、地域住民との情報共有化に努め、住民説明会・作品制作・作品設置・作品撤去作業の参加協力を得て実施しました。さらに、平成 29 年度に域学連携交流施設「夢すび館」を開館し、大学との連携を通して大学と地域住民・事業者が交流活動や意見交換ができる拠点として運用しています。 主な事業：域学連携交流事業
今後の方向性
今後は、これまで行ってきた広報紙、各種イベント、講演会、公民館活動などの充実とともに、関係機関との情報共有を引き続き行いながら、連携のさらなる強化を図り、情報提供を充実させていきます。また、地域住民との協力体制の構築、交流の場の拡大を図ります。

### ②-2

担当課：企画財政課

取組概要
福祉分野における地域おこし隊の活用を検討し、行政と住民の潤滑油的な役割を果たしてもらいながら住民参加を促進することで、地域の活性化につなげていきます。
これまでの取組
平成 27 年度から地域おこし協力隊制度を導入し、観光、移住、スポーツ、農業振興などの分野で隊員を委嘱し、それぞれのスキルを生かした活動及び定住に向けた取組を展開しています。また、町内を 10 地区に分けた「地域活性化支援事業」に対して活動事業費を交付しています。 主な事業：地域おこし協力隊／地域活性化支援事業
今後の方向性
今後は、地域おこし協力隊制度についての理解を深め、さまざまな分野（福祉・健康増進など）での積極的な活用を検討していきます。また、村里づくり事業では、より地域の特色を生かした取組を展開していきます。

### ③ 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動の促進

#### ③-1

担当課：健康福祉課、生涯学習課

取組概要
学校、家庭、地域社会、文化・スポーツ活動など、さまざまな機会を生涯学習の場ととらえ、土庄町の町民が生涯にわたって自己実現を目指して学習していける環境づくりを通じて、地域の交流の場の創出に努めます。
これまでの取組
老人スポーツ大会への助成や公民館、図書館等社会教育施設や総合会館、高見山公園、体育館、グラウンド等社会体育施設の維持管理を行い、生涯学習の場を提供するとともに、記念講演会などを開催する一方、地区公民館をはじめ図書館などで講座を開催しています。また、生涯学習課が町体育協会、町スポーツ少年団、町子ども会育成連絡協議会などの事務局を務め、関係団体自体のスムーズな運営を図り、関係者の意見集約・調整に努めました。さらに、総合型地域スポーツクラブ等によるスポーツ教室などのイベントを通して、スポーツ選手（現役・引退、個人・チームを問わず）と触れ合うことで、参加した子どもたちへのよい刺激となっています。 主な事業：老人スポーツ大会／講座・講演会／総合型地域スポーツクラブ ／地域おこし協力隊
今後の方向性
今後は、文化活動の促進、障がい者の活動に対する支援を検討するとともに、かがわ総合リハビリテーション福祉センターに協力し、小豆圏域で障害者スポーツ教室を開催していきます。また、講師招聘の講演等及び公民館・図書館などでの講座については引き続き開催するとともに、日常の生涯学習の場である社会教育施設や社会体育施設の多様性を維持しつつ、利用者の意見も参考にしながら維持管理の効率化を図ります。さらに、土庄町空き家バンク制度を有効活用し、移住・定住の促進による地域の活性化に努めます。

### ④ 空き家バンク制度の有効活用による地域の活性化

#### ④-1

担当課：企画財政課

取組概要
空き家について、地域の交流拠点としての活用を含めた幅広い活用方法を検討します。
これまでの取組
土庄町空き家バンク制度を通じて、移住希望者の受け入れと定住促進による地域の活性化を図っています。 主な事業：移住促進事業(空き家バンク)
今後の方向性
今後は、さらに土庄町空き家バンク制度の周知と移住・定住の促進による地域の活性化に努めます。

### 3 地域福祉の担い手づくり

#### 自助・互助・共助・公助の取組

##### 「自助」:町民一人ひとりの取組

- 日頃から地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 地域活動やボランティア活動などに積極的に参加しましょう。
- 自分の知識や技術、経験、自由な時間を地域の中で生かしましょう。
- 担当の民生委員・児童委員の把握に努め、身近な相談相手として活用しましょう。

##### 「互助」:地域・団体の取組

- 団体の活動内容について、広く周知を図ります。
- 地域で活動する人や団体が交流を行える行事を開催します。
- 地域で活動する団体間の情報交換に努めます。
- ボランティアニーズの把握やボランティア情報の提供を充実強化し、町民が自分に合った活動を選択して参加できる機会を充実させます。

##### 「共助」・「公助」:町の取組

#### ① ボランティア活動の充実

##### ①-1

担当課：健康福祉課、生涯学習課

取組概要
誰でも気軽にさまざまな地域活動や地域福祉活動等に参加できるよう、町社会福祉協議会など関係機関と連携し、ボランティアに関する情報提供や相談窓口を充実します。
これまでの取組
町社会福祉協議会では、ホームページへの掲載や機関紙「にじ」の中で、ボランティア団体の活動の記事の掲載や福祉団体・ボランティア団体連絡会に出席して情報提供や支援を行っています。また、食生活改善推進員養成講座を毎年開催し、推進員が学んだことを個人や地域に広げ、食育の推進や健康づくりへの取組を行うとともに、介護予防サポーター養成講座の一つに町社会福祉協議会の職員を講師に迎え、ボランティアに関する情報提供や相談窓口を周知しています。さらに、放課後子ども教室や地域学校協働活動事業では、普段触れ合う機会の少ない世代、町民との交流を図っています。 主な事業：食生活改善推進員養成講座／介護予防サポーター養成講座／放課後子ども教室／地域学校協働活動事業
今後の方向性
今後は、高齢者の社会活動の支援や地域の活性化のため町社会福祉協議会と連携し、引き続き、ボランティア団体の広報、周知、活動支援を図るとともに、人材不足やボランティアの高齢化が進んでいることから、引き続き関係機関と連携し、ボランティアに関する情報提供や相談窓口を充実していきます。また、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動、地域学校協働活動により、放課後子ども教室や学校支援ボランティアへの町民の方々の参加・参画を推進していきます。

## ①-2

担当課：健康福祉課

取組概要
町社会福祉協議会のボランティア登録の周知に努めます。
これまでの取組
町社会福祉協議会では、機関紙「にじ」の中で、ボランティア団体の活動の記事の掲載や広報紙にボランティア募集の折り込みチラシを入れるなどで登録の周知を図っています。また、明るい長寿社会に向け、豊かな経験や知識を持つ高齢者に対して地域での活躍の場を提供することを目的に、県社会福祉協議会が行う「高齢者いきいき案内所」の個人登録を呼びかけていますが、島ということで登録が進んでいません。
今後の方向性
今後も、引き続き県社会福祉協議会が行う登録の呼びかけに協力していきます。

## ①-3

担当課：健康福祉課

取組概要
介護予防サポーター養成講座をはじめ、介護や外出支援などの専門的な技能やノウハウの習得などができるよう、関係機関と連携し、講座や研修などの情報提供に努めるとともに、講座修了生や有資格者の登録などを促進します。
これまでの取組
「健やかとのしょう 21 土庄町健康増進計画(食育基本計画)」、「第3期特定健康診査等実施計画」、「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)」、「自殺対策計画」に基づき、町民の健康づくりに努めるとともに、健康づくり協議会に属する地区の健康づくりの取組に対し、助成金を公費し、健康づくりの意識の高揚に努めています。また、土庄町食生活推進協議会による地域に根差した料理教室等の開催を通して、食育の普及、推進に取り組んでいます。さらに、広く情報提供できるように、介護予防サポーター養成講座を各地区公民館で実施しています。
<p>主な事業：介護予防サポーター養成講座／食育キャンペーン</p> <p>／保健事業(健康教室・健康相談)</p>
今後の方向性
今後も、引き続き地域の健康課題に向けて、各計画との整合性を図りながら、各協議会、団体と協力し、健康づくり、生きがいづくりに向けた活動を推進していきます。また、地域福祉の担い手となるボランティアの養成に取り組んでいくとともに、ボランティアにより地域で学んだ知識を広げていく活動を支援していきます。

## ①-4

担当課：生涯学習課、健康福祉課

取組概要
団塊の世代をはじめ、元気な高齢者でボランティア活動に参加したい人の発掘に努めます。
これまでの取組
放課後子ども教室や地域学校協働活動事業により、高齢者ボランティアスタッフとして参画することで、普段触れ合う機会の少ない世代との交流を図っています。また、各種ボランティア登録に向け、町社会福祉協議会と連携し、ホームページへの掲載や広報紙の折り込みチラシなどで参加を呼びかけています。 主な事業：放課後子ども教室／地域学校協働活動事業
今後の方向性
今後は、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動、地域学校協働活動により、放課後子ども教室や学校支援ボランティアへの町民の方々の参加・参画を引き続き進めていきます。また、放課後子ども教室や学校支援ボランティアでは、ボランティアスタッフの高齢化と減少が進行していることや土庄ふれあいサービス事業の運営に必要な有償ボランティアの確保に苦慮していることから、「高齢者いきいき案内所」の個人登録を含め、高齢者の社会活動の支援、地域の活性化のため、町社会福祉協議会と連携し、引き続きボランティア団体活動の広報、周知に努めるとともに団体活動を支援していきます。

## ①-5

担当課：健康福祉課

取組概要
認知症になっても住み慣れた町で安心して暮らせるよう認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解、知識の普及に努めます。
これまでの取組
希望する各種団体に対して、認知症サポーター養成講座を実施しています。 主な事業：認知症サポーター養成講座
今後の方向性
今後も、引き続き認知症になっても安心して住み慣れた町で暮らせるよう、幅広い世代を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への正しい理解や知識の普及に努めていきます。

## ② 民生委員・児童委員活動の支援

### ②-1

担当課：健康福祉課

取組概要
民生委員・児童委員が「地域福祉の推進役」として、より地域のニーズに合わせた主体的な活動が行えるよう支援するとともに、研修の充実を図り、資質の向上に努めます。
これまでの取組
地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員に各種研修を実施し、福祉に関する知識の習得、向上に努めています。 主な事業：全員協議会研修会／小豆ブロック民生委員・児童委員研修会
今後の方向性
今後も、引き続き地域福祉の推進役として活動できるよう、研修の充実・資質の向上に努めていきます。

## ③ 住民主体の活動の活性化

### ③-1

担当課：健康福祉課

取組概要
自治会の活動など地域福祉活動を広げていくために、互助の意識醸成と地域福祉活動に対する理解と協力が得られるよう啓発を図ります。
これまでの取組
民生委員・児童委員の選任は、各自治会から推薦を受けた候補者を町の推薦会に諮り、町から県へ、県から国に進達して決定する仕組みとするなど、自治会とは、地域福祉活動を広げる互助の意識醸成、理解、協力体制ができています。また、郡内の両町社会福祉協議会や私立保育園、福祉施設など複数の小規模な社会福祉法人で組織する小豆圏域ネットワーク会議の実務者会を毎月開催し、さまざまな企画や情報を共有することで、地域福祉活動に対する互助の意識醸成、理解、協力が得られています。 主な事業：小豆圏域ネットワーク会議
今後の方向性
今後も、引き続き地域福祉活動を広げていくため、自治会、小豆圏域ネットワーク会議等に働きかけていきます。

## ③-2

担当課：企画財政課、健康福祉課

取組概要
自治会、地区社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ、民生委員・児童委員などの地域福祉活動の関係者をはじめ、ボランティア・NPO法人などが互いに交流・連携できるよう、情報交換や交流の機会、研修の場などを充実します。
これまでの取組
平成 29 年度に域学連携交流施設「夢すび館」を開館し、大学との連携を通して大学と地域住民・事業者が交流活動や意見交換ができる拠点として運用しており、大学と地域住民の交流や意見交換、ネット講座による教育の場として活用しています。また、町社会福祉協議会の社会福祉大会研修会では、自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員などの参加があり、情報交換や交流の機会、研修の場となっています。 主な事業：域学連携交流事業／社会福祉大会研修会
今後の方向性
今後も、引き続き域学連携交流施設「夢すび館」及び旧土庄高校 3 号館のサテライトキャンパスを活用し、大学と地域住民との交流を深めるとともに、情報交換や交流の機会、研修の場となるため、町社会福祉協議会に協力していきます。

## ④ 当事者活動の促進

## ④-1

担当課：健康福祉課

取組概要
支援を要する高齢者や障がい者の介護等について、お互いに相談や話し合いができるよう、当事者団体の活動を支援します。
これまでの取組
自分たちでグループをつくり、自分たちの生活を向上させ、権利を守り、地域の一員となって働き、余暇を楽しむためなどのさまざまな目的のため各地で集まっている組織・活動を「当事者活動」といい、老人クラブや身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会などに対して助成を行っています。 主な事業：老人クラブ、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会等団体補助
今後の方向性
今後も、引き続き地域力向上のため、老人クラブ、障がい者団体への補助及び運営支援をしていきます。

④-2

担当課：健康福祉課

取組概要
老人大学や敬老会の開催にあたり、事務局事務の実務や行事運営の支援を行います。
これまでの取組
老人大学や敬老会の開催にあたり、事務局事務の実務や行事運営の支援を行っています。また、老人クラブの活動に対して補助を行うとともに、スポーツ大会の運営等に協力しています。 主な事業：老人大学、敬老会、老人スポーツ大会運営支援
今後の方向性
今後も、引き続き老人大学や敬老会などに対して、事務局実務・行事運営の支援、老人クラブへの補助及び運営支援をしていきます。

⑤ サービス事業者の人材確保

⑤-1

担当課：健康福祉課

取組概要
介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業においては、職員が不足しており、十分なサービスを提供することが難しくなっていることから、人材の発掘、育成に努めながら受け入れ体制を整備し、ニーズに応えることができるよう支援します。

## 方向性 2

## 地域福祉推進のための絆づくり

### 1 情報提供・相談支援の充実

#### 自助・互助・共助・公助の取組

##### 「自助」:町民一人ひとりの取組

- 行政、町社会福祉協議会、福祉サービス事業所等が発行する広報紙やパンフレット、ガイドブック、ハザードマップ等には目を通しておきましょう。
- 日頃から地域の人たちとの交流や連携を図り、困ったときに相談できる関係づくりに努めましょう。
- 相談窓口を積極的に活用するほか、問題を抱えている人に紹介しましょう。
- 隣近所の異変に気づいたら、民生委員・児童委員や関係機関へ連絡・相談しましょう。

##### 「互助」: 地域・団体の取組

- 町民が必要とする福祉情報を積極的に伝えます。
- 問題を抱えている人やサービスの利用に結びついていない人を行政や関係機関につなげる役割を果たします。
- 専門の知識や技術を生かした相談支援活動を行います。

##### 「共助」・「公助」:町の取組

#### ① 情報提供の充実

##### ①-1

担当課：企画財政課、総務課、健康福祉課

取組概要
広報紙や町ホームページを活用し、町民に必要な情報を発信するとともに、わかりやすい周知・啓発に努めます。
これまでの取組
町民に必要な情報をわかりやすく発信するため、ホームページをリニューアルしました。またデジタル対応の防災行政無線を整備し、受信機を町内各戸に配備しました。
今後の方向性
今後も、引き続き利用者の立場に立った周知・啓発に努めます。

## ①-2

担当課：健康福祉課、総務課、商工観光課

取組概要
高齢者や障がい者に配慮した広報紙、各種パンフレット等の発行や、インターネットへの情報提供を充実し、情報のユニバーサルデザイン化を進めます。
これまでの取組
障がいを持つ当事者や支援者がわかりやすいよう、島内の支援機関を網羅した、サービス種類別のパンフレットを作成し、配布とインターネットへの情報提供を行っています。また、障がいのある人が利用しやすいよう情報発信に努めるとともに、手帳の交付時に窓口では障がいのある人やその家族に制度の説明をしています。さらにホームページでは、ウェブアクセシビリティの準拠、読み上げ機能を使用した際に正確に読み上げができるよう文章のチェック機能を整備するとともに、観光パンフレットでは、よりわかりやすく観光できるよう表示マークを掲載しています。
今後の方向性
今後も、引き続きこれまで行ってきた広報紙、各種イベント、講演会などでの啓発や関係機関間での情報共有を行い、連携のさらなる強化、情報のユニバーサルデザイン化を図るとともに、観光（旅行者）の利便性の増進と適切な情報提供に努めます。

## ①-3

担当課：商工観光課、総務課

取組概要
外国人に配慮した情報提供の充実を図ります。
これまでの取組
外国人旅行者が手軽に観光情報を入手できる環境を整えるために、わかりやすい観光案内マップの作成や案内看板の設置、ホームページの多言語対応をするとともに、瀬戸内国際芸術祭期間中には、Wi-Fiスポットを増設しました。また、小豆島観光協会による「おもてなし英会話」を実施し、案内所に外国語対応ができるスタッフの配置や事故、病気など不慮の事態に備え、適切に対応できるよう、関係機関との連携体制を構築しています。
主な事業：おもてなし英会話・ホームページ多言語対応
今後の方向性
今後は、多言語対応の改善・強化、情報通信技術の活用、安全・安心の確保等を強化するとともに、さらに外国人に配慮した情報提供の充実を図ります。

## ①-4

担当課：企画財政課、商工観光課、健康福祉課

取組概要
個人情報の保護に留意しながら、地域福祉の推進に必要な情報を整備・活用します。
これまでの取組
個人情報の保護に十分配慮しながら、わかりやすく情報を整理し、広報紙の発行を通じて地域福祉の推進を図る住民サービスなどを発信し、提供しています。また、商工観光関係事業や観光施策に関する情報の収集、調査等において、個人情報（イベント参加申し込み、アンケート調査等）に関する法規制を遵守しています。
今後の方向性
今後も、引き続き個人情報保護への配慮、法規制を遵守し、地域福祉の推進を図る住民サービスなどの情報発信、イベント等を実施します。

## ② 多様なニーズに対応できる相談支援体制の充実

## ②-1

担当課：総務課

取組概要
町職員が担当分野だけでなく、生活者や相談者の視点に立って、広く福祉に関する知識が得られるよう、研修内容の充実を図ります。
これまでの取組
外部機関（全国市町村国際文化研修所、香川県市町職員研修センター等）が行う研修や講座の受講を促進するため、庁内掲示板を通じて情報発信を行っています。 主な事業：外部機関が行う研修、講座への参加
今後の方向性
今後も、引き続き職員の資質向上のため、外部機関が実施する研修等の受講を促進します。

## ②-2

担当課：健康福祉課

取組概要
<p>地域の関係機関と連携し、何かあったときに身近に相談できる場所の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員等の身近な相談体制の充実</li> <li>・ 障がい者相談体制の充実</li> <li>・ こころの健康に関する相談体制の充実</li> <li>・ いじめ・不登校等に関する相談体制の充実</li> <li>・ 就学・進路指導体制の充実</li> <li>・ 生活困窮者に関する相談体制の充実</li> </ul>
これまでの取組
<p>健康福祉課、住民環境課人権推進室、町教育委員会、小豆総合事務所、町社会福祉協議会、相談支援事業所など関係機関が連携し、特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実に努めています。</p>
今後の方向性
<p>今後も、引き続き多様なニーズに対応できるよう関係機関で連携し、相談体制の充実に努めます。</p>

## ②-3

担当課：健康福祉課、町社会福祉協議会

取組概要
<p>各種相談機関や窓口と情報の交換や共有化を図り、地域の課題が支援に結びつくよう連携体制の強化に努めます。</p>
これまでの取組
<p>生活困窮者自立支援制度や虐待防止ネットワーク協議会、香川思いやりネットワーク事業などの各種事業において必要に応じてケース会を開催し、対象者の支援策に取り組むとともに、情報を関係機関で共有し、連携強化を図っています。</p> <p>主な事業：生活困窮者自立支援制度／虐待防止ネットワーク協議会 ／香川思いやりネットワーク事業</p>
今後の方向性
<p>今後も、引き続きスムーズな支援につなげていけるよう関係機関の連携を強化していきます。</p>

取組概要
支援を必要とする町民一人ひとりが地域での生活を維持できるよう、個々の状態に最も適した保健・医療・福祉のサービスの組み合わせやサービス量等を総合的に調整するとともに、必要に応じてインフォーマルサービスを組み込むケアマネジメント体制の充実を図ります。
これまでの取組
障がい福祉サービスにおいて、健康福祉課、町社会福祉協議会、相談支援事業所など関係機関が連携し、障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実に努めています。また、介護保険においては、ケアマネジャー、障がい福祉サービスにおいては事業所の相談員が対象者の状況に応じて、サービス利用のプランを作成するとともに、モニタリングを実施し、課題の確認、適切なサービスの提供に努めています。
今後の方向性
今後は、発達障がいも含めたあらゆる障がいに的確に対応し、適切な支援につなげられるよう関係機関と連携していきます。また、引き続き適切なケアマネジメントができるよう、資質の向上を図ります。

## 2 見守り・支え合いの仕組みづくり

### 自助・互助・共助・公助の取組

#### 「自助」:町民一人ひとりの取組

- 隣近所で積極的にあいさつや声かけをしましょう。
- 地域で支援が必要な人がいる場合は、民生委員・児童委員や役場等へつなぎましょう。
- 自治会活動に積極的に参加しましょう。
- 一人暮らし高齢者などが地域で孤立しないよう、普段から近所付き合いを密にし、困ったことを気軽に話し合えるような関係づくりや、近況を把握する機会をつくりましょう。

#### 「互助」:地域・団体の取組

- 地域で見守りが必要な高齢者、障がい者等について、安否確認等の見守り支援を積極的に行います。
- 民間事業所と協力して地域の見守り体制づくりに取り組みます。

#### 「共助」・「公助」:町の取組

##### ① 見守り・支え合いネットワークの充実

###### ①-1

担当課：健康福祉課

取組概要
自治会や民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、老人クラブ等と連携し、高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児がいる家庭等への訪問により、地域での見守り・支え合い活動を推進します。
これまでの取組
民生委員・児童委員は、担当地区に配慮の必要な高齢者や障がい者などの把握のため、訪問活動を行っています。また、0か月～4か月児を持つ家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなげるように努めています。 主な事業：高齢者声かけ見守り事業／乳児全戸訪問事業／産婦健診・産後ケア事業
今後の方向性
今後も、民生委員・児童委員は身近な相談相手であり、支援へのつなぎ役であるため、関係機関との連携に努めるとともに、乳児全戸訪問事業、産婦健診・産後ケア事業等を活用し、妊産婦・乳幼児がいる家庭に細やかな支援を行っていきます。

## ② 地域包括ケアシステムの構築

### ②-1

担当課：健康福祉課

取組概要
支援を要する高齢者が、医療や介護などのサービスを利用しながら、住み慣れた地域で引き続き生活できるよう、地域包括支援センターをはじめ、保健・医療・福祉に関わる関係機関などが連携して地域包括ケアシステムの構築に努めます。
これまでの取組
小豆医療圏地域包括ケア連絡会介護部会として、医療・福祉・介護の関係者、団体がお互いの役割や理解を深め連携を強化し、高齢者に必要なサービスや支援を届けることができるよう多職種連携会議の開催、医療・介護資源マップ、緊急情報シートの作成等を行っています。また、令和元年度からは、ワーキンググループを立ち上げ、町民への意思決定支援の取組方法等を検討し、ACPシートの作成、研修会の開催なども行っています。 主な事業：小豆医療圏地域包括ケア連絡会の開催／多職種連携会議
今後の方向性
今後も、引き続き小豆島中央病院を核として、小豆医療圏域において地域包括ケアシステムの構築のための事業・活動を実施していきます。

### ②-2

担当課：健康福祉課

取組概要
地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員による相談支援、医療・介護の連携強化を図ります。
これまでの取組
認知症推進員による相談支援の中で、医療介護との連携を図り、地域住民が円滑に医療や介護を利用できるよう努めています。 主な事業：認知症地域支援推進員による相談支援・医療介護の連携強化
今後の方向性
今後も、引き続き認知症地域支援推進員の活動を充実させ、医療介護との連携を強化していきます。

取組概要
生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、地域のニーズ把握や資源の開発等を行います。
これまでの取組
介護保険地域支援事業の生活支援体制整備事業として生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ把握、資源の開発等を行っています。 主な事業：生活支援体制整備事業
今後の方向性
今後は、団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、さらに地域のサービスを充実させていきます。

### 3 福祉サービスを必要とする人の人権の確保

#### 自助・互助・共助・公助の取組

##### 「自助」: 町民一人ひとりの取組

- 成年後見制度、日常生活自立支援事業について理解を深めます。
- 地域における権利擁護の担い手として、権利擁護の取組に参加・協力します。

##### 「互助」: 地域・団体の取組

- 日常生活自立支援事業の情報提供や利用促進、関係機関との連携強化による対象者の把握に努めます。
- 福祉サービスの利用者に、苦情解決制度について周知します。
- 苦情相談窓口を設置し、苦情の適正な解決に努めます。

##### 「共助」・「公助」: 町の取組

#### ① 成年後見制度の普及促進

##### ①-1

担当課：健康福祉課

取組概要
制度の周知とともに、「土庄町成年後見制度における町長申立てに関する要綱」、「土庄町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、申立費用の助成等必要な支援を行います。
これまでの取組
地域住民からの成年後見に関する相談においては、相談時に制度の周知及び専門職の紹介などを行うとともに、相談の内容に応じて、「土庄町成年後見制度における町長申立てに関する要綱」、「土庄町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、申立費用の助成等の必要な支援を行っています。また、民生委員を対象に成年後見制度をテーマにした研修を実施し、制度の周知に努めています。 主な事業：成年後見制度利用支援事業
今後の方向性
今後は、中核機関を設置し地域包括支援センター、障がい担当、町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、広報・相談機能を強化していきます。また、適当な後見人等の受任調整や担い手不足を改善するための人材育成、後見人のサポート体制の充実等の体制整備にも取り組みます。

## ② 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の普及促進

### ②-1

担当課：健康福祉課、町社会福祉協議会

取組概要
日常生活自立支援事業の情報提供や利用促進、関係機関との連携強化による対象者の把握に努めます。
これまでの取組
社協だよりにおいて、制度について定期的に掲載し、制度の周知に努めています。また、相談があったときは、事業の周知を行うとともに、総合相談介護支援専門員への支援等の事業の中で、日常生活自立支援事業の利用が必要と思われる方には事業の説明を行い、町社会福祉協議会につないでいます。 主な事業：日常生活自立支援事業
今後の方向性
今後は、事業に必要な人材の確保に努め、制度の円滑な実施を図るとともに、制度については、町社会福祉協議会と連携を図り、広報紙、相談窓口での周知に努めます。また、事業対象者には積極的に事業の説明を行い事業につなげていきます。

## ③ 苦情解決体制の充実

### ③-1

担当課：健康福祉課

取組概要
適切なサービスを安心して利用できるよう、利用者が事業者に対して対等な立場でサービスに対する苦情を申し出ることができ、その解決を図る体制の充実を図ります。
これまでの取組
介護サービス事業者は、苦情受付窓口の設置等を行い、第一次的な窓口の役割は、市町村が担い、指導権限等により県も対応しています。また、国保連合会で制度上の苦情処理機関を設けており、困難事例等に対応しています。
今後の方向性
今後も、関係機関と連携しながら、福祉サービスに関する苦情の解決に対応していきます。

## ④ 再犯防止の推進

### ④-1

担当課：住民環境課

#### 町の取組

##### ■再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

県が関係機関と連携して行う「社会を明るくする運動」に積極的に参加するとともに、毎年7月の「再犯防止啓発月間」では、町民の再犯防止に対する理解と関心を深めるため、ポスター掲示等を行います。

##### ■相談支援

犯罪をした人の中には、貧困や障がい、依存症等が理由で、地域社会で生活する上で、さまざまな生きづらさを抱えている人や複数の問題を抱えている人が存在します。そのため、さまざまな相談に応じ、関係機関につなぎ、安定した生活ができるよう支援していきます。

##### ■香川県保護司会連合会等、関係団体との連携

“社会を明るくする運動”香川県推進委員会、青少年育成香川県民会議、香川県中学校長会、香川県保護司会連合会、独立行政法人国立青少年教育振興機構が主催する、「中学校生徒弁論大会」、「少年の主張香川県大会」及び”社会を明るくする運動”香川県推進委員会が実施する「作文コンテスト」に参加するとともに、小豆地区保護司会と連携し、保護司確保に向けたPRや保護司の活動をホームページ、広報紙、各種会議などあらゆる機会を通じて、周知していきます。

また、保護司会、更生保護女性会等の更生保護のボランティア団体の活動について支援します。

##### ■刑事司法機関等との連携

犯罪をした人が地域において必要な支援が受けられるよう、刑事司法機関（高松地方検察庁、高松保護観察所、高松矯正管区、高松刑務所、四国少年院、丸亀少女の家及び高松少年鑑別所（法務少年支援センター高松）等）との連携に努め、就労面、生活面、経済面等について支援していきます。

##### ■コレワーク四国との連携

前科があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するための機関である「コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）」と連携し、必要に応じてつなぎのための支援をしていきます。

##### ■法務少年支援センター高松との連携

非行などの問題を有する人や、その家族などからの相談に対応するため、「法務少年支援センター高松」と連携し、必要に応じた支援をしていきます。

## 4 地域の多様な生活課題への対応

### 自助・互助・共助・公助の取組

#### 「自助」: 町民一人ひとりの取組

- 地域で支援が必要な人がいる場合は、民生委員・児童委員や役場等へつなぎましょう。
- 子ども、配偶者、高齢者、障がい者等への虐待を防止するために、虐待を発見したときに速やかに相談・通報できるよう、民生委員・児童委員や関係機関、地域の見守り支援者との連携を取りましょう。

#### 「互助」: 地域・団体の取組

- 生活課題に関する情報収集と提供に努めます。
- 地域のあらゆる関係団体で情報交換を行い、課題解決に向けて連携します。

#### 「共助」・「公助」: 町の取組

##### ① 虐待や暴力の防止

##### ①-1

担当課：健康福祉課

取組概要
子ども、女性、高齢者、障がい者等に対するあらゆる虐待・暴力の予防と早期発見・早期対応、再発防止を図るため、虐待防止等ネットワーク協議会や要保護児童対策地域協議会において、対策を行います。
これまでの取組
毎年 11 月の児童虐待防止月間に広報紙での周知及び虐待防止キャンペーンを実施しています。また、人権フェスタにおけるパネル展示など、広報・啓発に努めており、町民の虐待に関する認識は少しずつ向上してきています。要保護児童についても、個別検討会を開催するなど関係機関と情報を共有しています。なお、児童福祉法の改正により要保護児童対策協議会の調整機関に専門員を配置しています。また、平成 25 年度から障がい者虐待の対応は、既存の虐待防止ネットワーク協議会の中に位置づけ、対策及び支援を講じています。 主な事業：虐待防止キャンペーン／要保護児童等対策支援事業
今後の方向性
今後は、虐待や要保護児童に関わる専門的な人材の確保、育成に努めるとともに、あらゆる機会をとらえて虐待防止の周知、啓発を行います。

取組概要
次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、小豆地区少年育成センターをはじめ関係機関と連携し、青少年の非行防止と健全育成のための施策を展開します。
これまでの取組
少年育成センター（小豆広域事務組合）と連携し、同センター土庄分室として、定期補導及び街頭キャンペーンを実施するとともに、小豆警察、各小・中学校及び高等学校指導教諭を委員とした常駐育成委員会での定期的な情報交換をはじめ、各地区で育成パトロールを担当している地区育成委員等を対象とした研修会での意見交換も実施しました。なお、パトロール及びパトロール実施時には声かけをしています。
今後の方向性
今後も引き続き、スマートフォンやSNS等高度情報環境と機器の先端化など、青少年を取り巻く状況が著しく変化していることを踏まえ、関係機関・団体等と連携・協力し、青少年の非行防止と健全育成に努めます。また、虐待や要保護児童に関わる専門的な人材の確保、育成に努めるとともに、あらゆる機会をとらえて虐待防止の周知、啓発を行います。

## ② 生活困窮者への支援

### ②-1

担当課：健康福祉課、町社会福祉協議会、商工観光課

取組概要
生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を早期に把握するとともに、困窮状態から脱却できるよう、各種福祉施策との連携を図りながら、適切に生活困窮者の支援に努めます。
これまでの取組
平成 27 年 4 月から県からの委託を受けて町社会福祉協議会が生活困窮者自立支援事業を実施し、生活に困窮している方の相談に応じています。一人ひとりの状況により支援プランをたて、就労も含めた自立に向けた支援を行っています。就労、自立支援については、ハローワーク、小豆総合事務所、町社会福祉協議会など福祉関係機関による小豆地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会において情報交換をしています。また、平成 27 年 4 月から香川県独自の取組として、香川思いやりネットワーク事業を開始しており、社会福祉法人が中心となり民生委員・児童委員等、地域の福祉関係者と連携して、生活のしづらさを抱えている方たちに寄り添いながら、訪問・相談等の支援を行っています。これらの事業に関しては、広報紙やパンフレットで周知するとともに、民生委員・児童委員に対する研修を行っています。また生活保護に関しては相談に迅速に対応できるように保護の実施機関である小豆総合事務所と連携を密にしています。一方で、商工観光課では、香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）の運営支援や小豆島就職面接会なども実施しています。
主な事業：生活困窮者自立支援事業／香川思いやりネットワーク事業 ／小豆地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会／小豆島就職面接会
今後の方向性
今後は、広報紙、研修会などにより広く周知に努めるとともに、どこに相談が寄せられても迅速に情報を共有できる仕組みをつくっていきます。また、近隣住民の気づきの力を高め、見守りネットワークを構築していきます。商工観光課においては、小豆島就職面接会の継続実施及び香川県労働局、ハローワーク土庄、小豆島町等の関係機関と連携しながら情報提供に努めていきます。

②-2

担当課：健康福祉課、町社会福祉協議会、住民環境課

取組概要
相談を待つだけでなく、日頃から地域や関係団体との交流・連携を図り、アウトリーチ型活動を推進します。
これまでの取組
同和対策事業として、自動車免許取得や地域隣保活動、葬祭費給付の助成をしています。また、小海浜地区、大部地区に各1名の生活相談員を設置し、行政と連携しながら町民の福祉増進を図っています。さらに隣保館での相談事業、交流促進事業や低額所得者への住宅提供も実施しています。 主な事業：同和対策事業／隣保館での相談事業、交流促進事業
今後の方向性
早期発見、早期支援のため、外に出向き、対象者の把握、ニーズに努めます。また、一人ひとりが「個人」として尊重されるために、必要に応じた情報提供や生活上の各種相談事業、人権課題解決のために関係団体との交流・連携を図っていきます。

③ ひとり親家庭への支援

③-1

担当課：健康福祉課、町社会福祉協議会、住民環境課

取組概要
ひとり親家庭の負担軽減のための経済的支援として、ひとり親家庭等医療費助成事業を実施するとともに、必要に応じて県や町社会福祉協議会など関係機関と連携を図り、相談に対応します。
これまでの取組
児童扶養手当の受付事務やひとり親家庭等医療費助成では、住民税課税世帯の自己負担を廃止するとともに、窓口で支払の必要がない現物給付にしています。また、児童扶養手当及び各種申請時におけるひとり親家庭からの相談に対し、県や町社会福祉協議会の貸付事業を紹介しています。さらに、隣保館の相談員や指導員、学校教員との連絡会の中で、現状とニーズを把握し、必要に応じて関係機関につなげ、支援策を協議しています。 主な事業：児童扶養手当事業／ひとり親家庭等医療費助成事業 ／母子寡婦福祉資金貸付事業
今後の方向性
今後は、相談内容を的確に把握し、県や町社会福祉協議会など関係機関と連携を図るとともに、引き続き地域から孤立させないために確実に支援につなげていくことができるよう支援を必要とする対象者を把握し、ネットワークづくりに努めます。

#### ④ ひきこもり・不登校への支援

##### ④-1

担当課：教育総務課

取組概要
児童生徒の不登校については、スクールカウンセラーが相談・支援にあたります。
これまでの取組
スクールカウンセラー等と連携して、学校が主体となって支援しています。
今後の方向性
今後は、経常的なスクールカウンセラーの活用により、学校、保護者との信頼関係を築き、支援につなげていきます。

##### ④-2

担当課：健康福祉課

取組概要
ニーズに応じて、香川県が実施するひきこもりサポーター養成講座を修了したサポーターを訪問事業等に活用します。
これまでの取組
自殺対策計画を策定し、ひきこもり者の支援体制の構築を組み入れています。相談窓口を周知し、ひきこもり者及びその家族の相談を受け、必要な支援につなげることで、本人の生活の安定と自立を促進していけるように関係機関と連携を取りながら支援しています。 主な事業：からだところの相談室
今後の方向性
今後も、引き続き 2050 年問題を含め、関係各課、関係機関と連携を図りながら細やかに支援していきます。

#### ⑤ 男女共同参画社会の推進

##### ⑤-1

担当課：住民環境課

取組概要
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野で活動する生活ができるようにさまざまな取組を推進します。
これまでの取組
働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすく、お互いが仕事と家庭が両立する環境が整い、男性の家庭への参画、地域活動やボランティア等によって、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）により自らの希望に沿った形で男女がともに夢や希望を実現できる豊かな人生が送れる社会の実現のために、土庄町男女共同参画推進委員会が中心となり周知・啓発活動を行っています。 主な事業：みりよくアップ塾、パネル展、アンケート調査
今後の方向性
今後も、さらに周知・啓発を進めて、男女共同参画社会の推進に努めます。

## 方向性 3

## 地域福祉推進のための場づくり

### 1 各種福祉サービスの充実

#### 自助・互助・共助・公助の取組

##### 「自助」: 町民一人ひとりの取組

- 一人で悩まず、気軽に近所の人や民生委員・児童委員などに相談して、適切なサービスにつなげましょう。
- サービス提供事業者や地域の福祉サービスに対する正しい情報を把握し、理解を深めましょう。
- 定期的に健康診査、がん検診を受診し、自分の健康状態を把握しましょう。
- 地域の身近な健康づくりの場に、積極的に参加しましょう。

##### 「互助」: 地域・団体の取組

- 福祉サービスメニューの充実と質の向上に努めます。
- 福祉・医療分野の人材の確保・育成に努めます。

##### 「共助」・「公助」: 町の取組

#### ① 各種福祉サービスの充実

##### ①-1

担当課：健康福祉課

取組概要
高齢者、障がい者、子ども等の各福祉分野別の個別計画に基づき、福祉サービスの充実に努めます。
これまでの取組
子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、自殺対策計画などのそれぞれの個別計画の中で、地域福祉部分に関する各施策を実施することで、必要な福祉サービスの充実に努めています。
今後の方向性
今後は、自助・互助・共助・公助の考えを充実させ、町民のつながりを深めるため、地域福祉計画に関連する個別計画の充実に努めていきます。また、看護師等、介護職員の人材確保や奨学金制度の広報、周知を積極的に実施していきます。

## ①-2

担当課：健康福祉課、教育総務課

取組概要
受講料等補助や修学資金の貸付など、修学への支援を行い、町内の福祉・医療分野の人材の育成・確保に努めます。
これまでの取組
将来、町内の医療機関等で看護職等に従事しようとする方に対し、修学資金の貸付をしています。また、介護職員養成事業補助金としてヘルパーの初任者研修に係る受講料、交通費を補助し、介護職員初任者研修を小豆島町と共同で開催しています。さらに社会福祉士実務者研修に対しても受講料の半額を補助しています。高等学校及び大学での修学を志す方のうち、経済的理由により修学困難な方に対しては、資金の貸付を行っています。 主な事業：看護学生等修学資金貸付事業／介護職員養成事業／奨学資金貸付事業
今後の方向性
今後も、看護師等、介護職員の人材確保や奨学金制度の広報、周知を積極的に実施していきます。

## ①-3

担当課：健康福祉課、教育総務課、企画財政課、総務課

取組概要
中高生の職場体験の受け入れや看護大学、医療大学等からの実習生の受け入れにより、島での就業を促進します。
これまでの取組
中高生の職場体験やこども園への保育実習生、医療大学などから実習生の受け入れにより、島での就業促進に努めています。また、従来から実施している土庄中学校と小豆島中央高校のインターンシップの受け入れのほか、包括連携協定を結ぶ香川大学、徳島文理大学、京都産業大学、武庫川女子大学などの大学生の受け入れやオンラインでの連携を図っています。 主な事業：職場体験／保育・医療実習・インターンシップ受け入れ、域学連携交流事業
今後の方向性
今後も、島内での就業に少しでも興味を持ってもらえるよう、大学等との包括連携協定による研修、交流を推進するとともに、職場体験や研修等の受け入れを実施していきます。

## ② 介護予防・健康づくりの推進

### ②-1

担当課：健康福祉課

取組概要
介護予防・日常生活支援総合事業を実施する中で、町民一人ひとりの状況や地域の実情に応じた介護予防事業を展開するとともに、地域ぐるみで取り組む介護予防の体制づくりを支援します。
これまでの取組
関係機関等との連携強化・システムの構築を行い、地域の高齢者やその家族の支援を行っており、地域包括支援センターの業務として位置づけられている業務のほか、地域ケア会議等でみえてきた課題から、必要なサービスの創設や関係機関の連携体制等のシステムの構築を行っています。
今後の方向性
今後も、地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、支援の必要な高齢者やその家族を支えていく拠点であることから、介護・保健・福祉の面から総合的な相談、支援を行えるように、ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が連携し、地域で暮らす高齢者を支援していきます。また「介護予防ケアマネジメント」、「総合相談・支援」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント」に取り組んでおり、今後も地域や関係機関と連携しながら事業を実施し、地域の高齢者やその家族の支援を行っていきます。

### ②-2

担当課：健康福祉課

取組概要
乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた望ましい生活習慣づくりのために、効果的な保健サービスの提供に努め、一人ひとりの健康づくり活動を支援します。
これまでの取組
「健やかとのしょう 21 土庄町健康増進計画(食育基本計画)」、「第3期特定健康診査等実施計画」、「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)」、「自殺対策計画」に基づき、町民の健康づくりに努めています。 主な事業：健康教室・健康相談等の保健事業
今後の方向性
今後も、引き続き地域の健康課題に向けての取組を各計画との整合性を図りながら、各協議会、団体と協力し、健康づくり、生きがいづくりに向けた活動を推進していきます。また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援の窓口として機能を果たせるように整備していきます。

## ②-3

担当課：健康福祉課

取組概要
医療機関や学校、地区組織などと連携し、個人の健康づくりを地域全体で支援できるような体制づくりに取り組めます。
これまでの取組
地域包括ケア健康づくり部会において、各関係機関、団体と協力し、「誰もが健やかで心豊かに生活できることを目指して、健康や食に関する理解を深め、心身ともに健康な生活を実現することができる」を長期目標に、健康づくりの啓発活動を行い、町民が自分の健康を自分で管理できるよう事業を展開しています。また、健康づくり協議会に属する地区の健康づくりに対する取組に対し、助成金を公費し、健康づくりの意識の高揚に努めています。 主な事業：地域包括ケア健康づくり部会住民啓発の実施／健康づくり推進事業への助成
今後の方向性
今後も、引き続き関係組織、関係団体と協力し、町民が生涯を通じて健康で活躍できるように健康づくり・介護予防の仕組みの整備に取り組んでいきます。

## ③ 医療体制の整備

## ③-1

担当課：健康福祉課

取組概要
町民が安心して地域で生活を送るために、関係機関、医師会と連携し、地域医療体制の充実を図ります。
これまでの取組
医療サービスの充実に欠かせない看護職等に係る人材を確保するため、小豆島ナースサポートセンター（看護師等を登録し、看護職を必要とする施設の橋渡しや看護職員の相談窓口業務を行う）の運営に対して補助を行っています。 主な事業：小豆島ナースサポートセンター運営支援
今後の方向性
今後も、引き続き町民が安心して地域で生活を送るために関係機関、医師会などと連携し、看護師等の人材の確保及び地域医療体制の充実を図ります。

## ③-2

担当課：健康福祉課

取組概要
小豆島中央病院と土庄診療所の連携を強化し、町民の利便性向上に努めます。
これまでの取組
平成 28 年度から小豆医療圏域地域包括ケアシステムを構築し、小豆島の地域医療を守り育てる島民会議、小豆島町、土庄町、小豆島中央病院企業団、小豆郡医師会が共同で、小豆医療圏における医療機能分化と連携に努めています。
今後の方向性
今後も、引き続き小豆島中央病院と土庄診療所の連携に努め、町民の利便性の向上に努めます。

## ③-3

担当課：健康福祉課

取組概要
小豆島中央病院を中心に、町民が安心して医療を受けられるよう救急医療体制の整備を図ります。
これまでの取組
緊急時における救急艇確保に係る負担金及び町内の救急患者の輸送費補助を実施しています。平成 29 年度から補助対象者を離島で発生した救急患者とし、急増する観光客にも対応できるようにしています。 主な事業：離島救急輸送事業
今後の方向性
今後も、引き続き小豆島中央病院を中心に、町民が安心して医療を受けられるよう救急医療体制整備に努めます。

## 2 地域の防災・防犯力の向上

### 自助・互助・共助・公助の取組

#### 「自助」:町民一人ひとりの取組

- 自分の身は自分で守るという意識を持ちましょう。
- 日頃から自治会や近隣住民との積極的な交流を図り、避難支援を受けやすい環境づくりに努めましょう。
- 日頃から災害に関心を持ち、過去の災害状況や危険箇所を把握したり、非常持ち出し品や家庭内備蓄品を備えたりしましょう。
- 自分たちの命を守るため、家具類の転倒・落下防止対策を進めましょう。

#### 「互助」:地域・団体の取組

- 自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等が連携して、地域で災害時に支援の必要な人の把握と情報の共有を進めます。
- 消費者トラブルなどの被害にあわないよう、情報を地域の中で共有します。

#### 「共助」・「公助」:町の取組

##### ① 災害時の避難体制づくり

###### ①-1

担当課：総務課、健康福祉課

取組概要
災害時に、町民が安全に避難することができるよう、避難場所の周知を図るとともに、情報伝達手段の充実と防災意識の啓発に努めます。
これまでの取組
広報紙やホームページで避難所や日頃の備えなどの防災情報を発信しています。また、民生委員・児童委員による地域の見守り活動や一人暮らし高齢者訪問活動の中で、台風や大雨など予測がつく場合は、早い段階に訪問し、避難準備の呼びかけなどを行っています。
今後の方向性
今後も、引き続き防災情報を発信するとともに、民生委員・児童委員、自治会関係者等に災害時における避難行動要支援者を含む町民の迅速な避難行動体制の確立について協力依頼をしていきます。

## ①-2

担当課：総務課、健康福祉課

取組概要
避難行動要支援者名簿の登録促進を図り、地域との共有に努めるとともに、その管理・更新を行います。
これまでの取組
民生委員・児童委員を通じて、避難行動要支援者名簿登録希望者の連絡をもらい、名簿の管理・更新をしています。また、避難行動要支援者名簿について、自治会長等と情報共有を行っています。
主な事業：避難行動要支援者名簿登録
今後の方向性
今後も、引き続き地域団体と連携し、名簿登録の促進を図っていきます。また、避難行動要支援者名簿の管理・更新を行い、支援者となる関係機関間の連携を図るとともに、名簿の管理・運用方法について検討していきます。

## ①-3

担当課：総務課、健康福祉課

取組概要
いざというときに近所での助け合いを円滑に行うことができるよう、各地域における自主防災組織の育成に努めるとともに、防災訓練等を通じて、町民の防災意識の向上を図ります。
これまでの取組
町総合防災訓練の中で、自治会、消防団をはじめとする関係団体と連携し、住民参加型の避難訓練、情報伝達訓練のほか、防災講話を実施しています。また、民生委員・児童委員も町総合防災訓練に参加したり、全員協議会研修会でも災害に関するテーマで研修を行い、自身の防災意識の向上を図り、日頃の見守り活動や高齢者訪問活動に生かしています。
主な事業：防災訓練の実施
今後の方向性
今後も、引き続き地域団体と連携し、防災訓練を実施するとともに、民生委員・児童委員の防災意識向上に向け、周知・研修を実施していきます。

## ①-4

担当課：総務課、健康福祉課

取組概要
ハザードマップの効果的な活用をはじめ、避難所・避難路を点検するとともに高齢者や障がい者等に配慮した福祉避難所の確保に努めます。
これまでの取組
津波・土砂災害ハザードマップを更新し、町内全戸配布及びホームページに掲載しています。また、要配慮者の受け入れのため、福祉避難所の設置運営訓練を実施しています。 主な事業：ハザードマップの更新
今後の方向性
今後も、随時ハザードマップを更新していきます。また、福祉避難所を運営する法人等との協定件数を増やしていきます。

## ② 地域ぐるみの防犯対策の推進

## ②-1

担当課：総務課

取組概要
小豆県民センターや香川県消費生活センターにおいて、商品やサービスに関する苦情相談等を受け付け、解決のための助言やあっせんを行います。
これまでの取組
小豆県民センターや香川県消費生活センターなどの関係機関と連携し、高齢者など町民の消費者行政に関する苦情相談を受け付け、解決のための助言や相談対応を行っています。 主な事業：消費生活相談窓口の設置
今後の方向性
今後も、引き続き小豆県民センターや香川県消費生活センターなどの関係機関と連携し、多様化した消費者トラブルについて広報紙や防災無線で注意喚起を行い、消費者行政の推進に努めます。

## ②-2

担当課：建設課

取組概要
犯罪を未然に防止するために、防犯灯や街路灯の整備を推進し、一人で歩いても安心できる道路環境の整備に努めます。
これまでの取組
防犯街灯新設工事として、自治会要望によりLED街灯を設置しています。 主な事業：防犯街灯の整備
今後の方向性
今後は、整備箇所の優先順位、自治会間のバランスを考慮し、計画的な防犯街灯整備を行います。

## ②-3

担当課：生涯学習課

取組概要
地域の安全は、地域で守ることができるよう、関係機関が連携して、パトロール活動や子どもの安全を守る活動を推進します。
これまでの取組
少年育成センター（小豆広域事務組合）と連携し、同センター土庄分室として、定期補導等パトロール活動を実施しています。 主な事業：定期補導等パトロール活動の実施
今後の方向性
今後も、引き続き定期補導等パトロール活動を実施します。また、小豆警察、各小・中学校及び高等学校指導教諭を委員とした常駐育成委員会での定期的な情報交換をはじめ、各地区で育成パトロールを担当している地区育成委員等を対象とした研修会を実施します。

### 3 ユニバーサルデザインのまちづくり

#### 自助・互助・共助・公助の取組

##### 「自助」: 町民一人ひとりの取組

- 優先駐車スペースや多機能トイレ等の優先施設を尊重するなど思いやりの心を持って行動しましょう。
- 高齢者や障がい者等に対して、歩道の横断や階段の移動時など、ちょっとした手助けを積極的に行いましょう。

##### 「互助」: 地域・団体の取組

- 地域で外出支援の介助ができるボランティアを育成します。
- 障がい者・団体等の意見等を踏まえ、建築物のユニバーサルデザイン化に努めます。

##### 「共助」・「公助」: 町の取組

#### ① ユニバーサルデザインのまちづくり

##### ①-1

担当課：建設課、住民環境課

取組概要
バリアフリー新法などの関連法に基づき、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携のもとに道路交通環境等の整備・改善に努めます。
これまでの取組
地元の要望により、必要に応じて道路改修、舗装整備を進めています。また、必要に応じてカーブミラー、ガードパイプ等の交通安全施設の整備を行っています。 主な事業：生活道路網の整備／交通安全施設の整備
今後の方向性
今後は、整備箇所の危険性に基づく優先順位、自治会間のバランスを考慮し、計画的な道路環境、交通安全施設の整備を行います。

## ①-2

担当課：教育総務課、健康福祉課

取組概要
スクールバス、福祉バスの維持、効率化に努めます。
これまでの取組
現在、スクールバスを12路線で運行し、児童の通学支援に努めています。また、高齢者、障がい者等を対象に公共交通機関のない地区の通院手段として福祉バスを運行するとともに、小豆島中央病院の開院に伴い実施した路線再編とダイヤ改正により、通院や通学などの利便性の向上に努めています。
主な事業：スクールバスの運行／福祉バスの運行
今後の方向性
今後も、引き続きスクールバス、福祉バスの運行を維持するとともに効率化に努めます。また、高齢化が進む中、地域の実情や地域住民のニーズにあった交通手段の検討、確保に努めます。

## ①-3

担当課：住民環境課

取組概要
町民一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけることで事故の減少に努めるため、交通安全運動を継続的に展開します。
これまでの取組
交通安全運動街頭キャンペーン、警察官による講話、高齢者世帯訪問等を実施し、交通道德の意識高揚、啓発に取り組んでいます。
主な事業：交通安全運動街頭キャンペーン
今後の方向性
今後も、町民の交通安全意識の向上を図るため、取組を継続していきます。

## 第 5 章 数値目標

平成 28 年度に策定した「土庄町地域福祉計画（第 3 期）」で設定した数値目標について、検証したところ、以下のような状況になっています。

■現状(平成 27、28 年度)よりも実績(令和 2、3 年度)が増加した指標

- ・介護予防サポーターの登録者数
- ・悩みや困ったことの相談先として「役場や公民館などの行政機関」と回答した割合
- ・近所に「困ったときに、相談したり助け合える人がいる」と回答した割合
- ・「災害時に身近な避難場所と行き方を知っている」と回答した割合

■現状(平成 27、28 年度)よりも実績(令和 2、3 年度)が減少した指標

- ・地域活動に「参加している」と回答した割合
- ・町社会福祉協議会のボランティア登録者数
- ・福祉サービスが「充実している」「ある程度充実している」と回答した割合
- ・「災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができる」と回答した割合

方向性	指標	現状	実績	目標 (令和 3 年度)
	◇活動実績（現状：平成 27 年度実績） ◆アンケート調査（現状：平成 28 年度実績）		◇令和 2 年度 ◆令和 3 年度	
1 地域福祉 の 人づくり	◇介護予防サポーターの登録者数	138 人	194 人	188 人
	◆地域活動に「参加している」と回答した割合	65.0%	62.6%	75.0%
	◇町社会福祉協議会のボランティア登録者数	99 人	83 人	150 人
2 地域福祉 の 絆づくり	◆悩みや困ったことの相談先として「役場や公民館などの行政機関」と回答した割合	4.3%	5.3%	10.0%
	◆近所に「困ったときに、相談したり助け合える人がいる」と回答した割合	11.7%	12.4%	20.0%
3 地域福祉 の 場づくり	◆福祉サービスが「充実している」「ある程度充実している」と回答した割合	60.2%	45.1%	70.0%
	◆「災害時に身近な避難場所と行き方を知っている」と回答した割合	76.9%	79.3%	80.0%
	◆「災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができる」と回答した割合	47.2%	43.9%	50.0%

令和2、3年度の実績を踏まえて、「土庄町地域福祉計画（第4期）」では、新たに以下の項目を数値目標として設定します。

方向性	指標	現状	目標 (令和8年度)
	◇活動実績（現状：令和2年度実績） ◆アンケート調査（現状：令和3年度実績）		
1 地域福祉推進の ための人づくり	◇介護予防サポーターの登録者数	194人	250人
	◆地域活動に「参加している」と回答した割合	62.6%	75.0%
	◇町社会福祉協議会のボランティア登録者数	83人	120人
2 地域福祉推進の ための絆づくり	◆悩みや困ったことの相談先として「役場や公民館などの行政機関」と回答した割合	5.3%	10.0%
	◆近所に「困ったときに、相談したり助け合える人がいる」と回答した割合	12.4%	20.0%
3 地域福祉推進の ための場づくり	◆福祉サービスが「充実している」「ある程度充実している」と回答した割合	45.1%	70.0%
	◆「災害時に身近な避難場所と行き方を知っている」と回答した割合	79.3%	80.0%
	◆「災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができる」と回答した割合	43.9%	50.0%

## 第6章 計画の推進

1

### 地域ネットワークの強化

地域福祉施策に関わる団体等の社会資源が十分に活用され、支援を必要とする町民にサービスが的確に届くよう、それぞれの継続的な活動を支援していくとともに、諸活動相互の連携強化を図りながら、重層的な支援のネットワークづくりに努めます。

2

### 町社会福祉協議会との連携強化

地域福祉推進の中心的団体である町社会福祉協議会との連携をより密にするとともに、町社会福祉協議会の事業を支援することにより、本町の地域福祉を着実に推進します。

3

### 福祉人材の育成・確保

地域福祉施策の推進のため、職員・保健師などの行政側の人材の確保・育成を図るとともに、ボランティアやNPOなど福祉に関わる人材の育成・確保に努めます。

4

### 庁内体制の整備

地域福祉施策の推進のためには、福祉のみならず、保健・医療・教育・労働など、さまざまな分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、地域福祉施策の効果的・効率的な推進を図ります。

5

### 計画の実施状況の評価

本計画の数値目標については、アンケートや活動実績で達成度を把握し、次期計画に反映します。また、本計画は個別計画と密接に関連しているため、これらの評価については個別計画において実績の評価検証をすることとします。

# 第7章 資料編

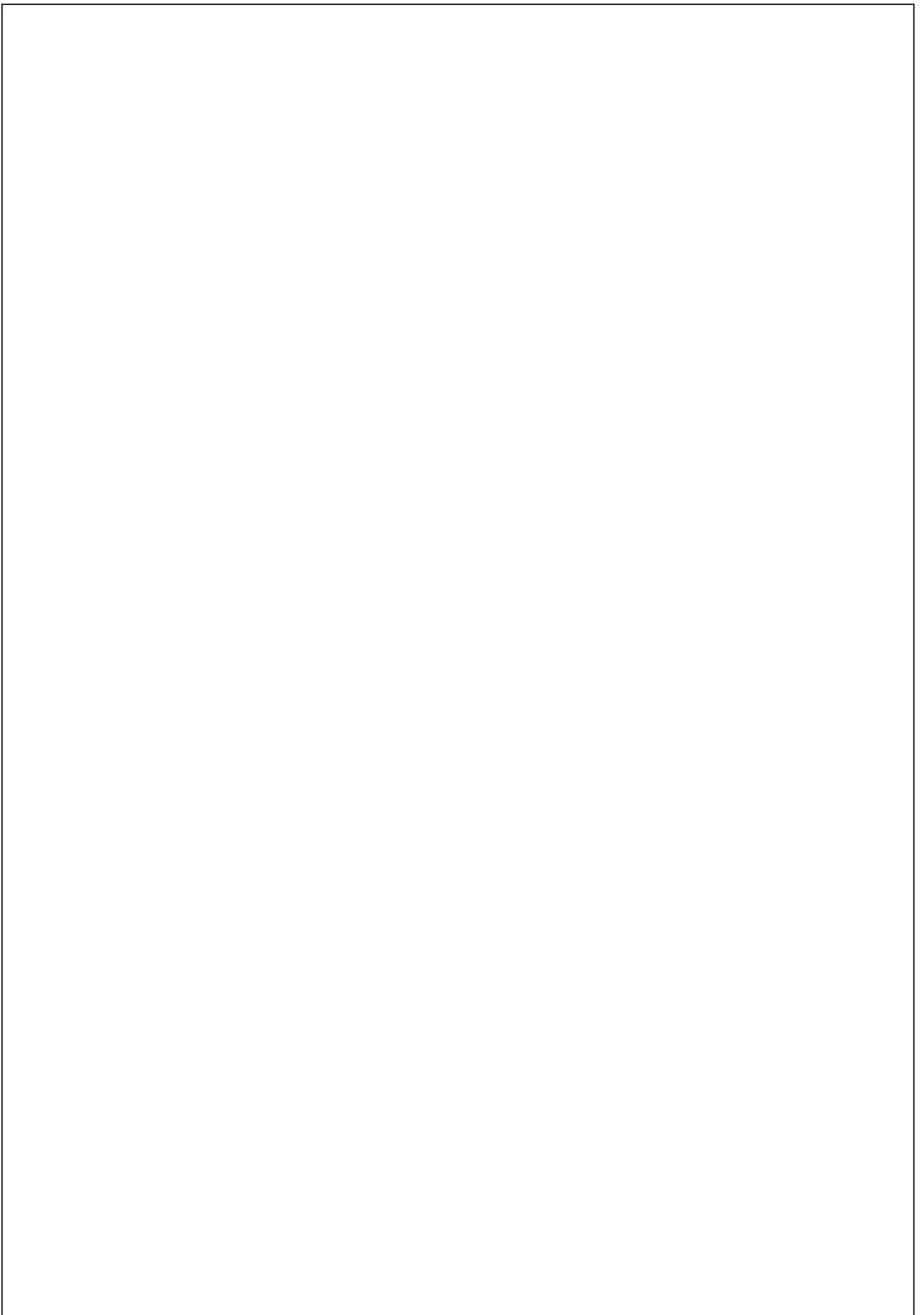
1

## 土庄町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

任期：令和3年9月1日～令和4年3月31日

区 分	職 名	氏 名
(1) 町議会議員	土庄町議会教育民生常任委員会委員長	木 場 隆 司
(2) 住民代表	土庄町自治会連絡協議会会長	松 下 龍 雄
	土庄町老人クラブ連合会会長	岡 上 峰 康
	土庄町婦人会会長	濱 野 祥 代
(3) 医療関係者	小豆島中央病院企業団企業長	佐 藤 清 人
(4) 障害者団体代表	土庄町身体障害者福祉会会長	田 中 保 久
(5) 学識経験者	土庄町民生委員児童委員協議会会長	森 潤
(6) 福祉施設代表	小豆島老人ホーム施設長	池 本 幹 男
	社会福祉法人ひまわり福祉会理事長	岡 裕
(7) 福祉関係者	土庄町社会福祉協議会事務局長	川 井 和 弘
	土庄町立富丘文化センター館長	中 澤 宏
(8) 行政関係者	香川県小豆総合事務所保健福祉課長	横 山 勝 教
	土庄町教育総務課長	佐 伯 浩 二
	土庄町健康福祉課長	奥 村 忠
	土庄町健康福祉課保健師長	井 上 紀 子

実施項目	議題等
土庄町地域福祉計画策定のための調査の実施	●町民意識調査 調査時期:令和3年9月 配布数:1,000件
土庄町地域福祉計画（第3期）の実施状況及び今後の方向性の確認	関係各課内容確認
第1回 土庄町地域福祉計画策定委員会 開催日:令和3年8月31日	●議題 1 会長及び職務代理者の選任について 2 土庄町地域福祉計画(第4期)について 3 地域福祉計画アンケート(案)について
第2回 土庄町地域福祉計画策定委員会 開催日:令和4年1月12日	●議題 1 地域福祉計画アンケート結果について 2 土庄町地域福祉計画(第4期)(案)について 3 土庄町地域福祉計画(第4期)(案)に対するパブリックコメントの実施について 4 今後の予定について
パブリックコメントの実施	実施期間:令和4年1月21日(金)~2月21日(月)
第3回 土庄町地域福祉計画策定委員会 開催日:令和4年2月24日	●議題 1 土庄町地域福祉計画(第7稿素案)の確認について



土庄町地域福祉計画（第4期）

令和4年 3月

発行：土庄町 健康福祉課

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1400 番地 2

TEL：0879-62-7002 FAX：0879-62-8301

<http://www.town.tonosho.kagawa.jp>